

高齡者支援課

1. 介護施設等の整備及び運営について

(1) 平成 29 年度における高齢者施設に対する施設整備費等の補助制度について

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年の超高齢化社会の到来を見据え、高齢者が重度の要介護状態となつても、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することができる社会である地域包括ケアシステムの構築を着実に推進していくことが重要である。

このうち、施設サービス等を提供する高齢者施設の基盤整備に関しては、2020 年代初頭までに、現在見込んでいる約 38 万人分以上の増加分に加え、約 10 万人分の在宅・施設サービスを、自治体が前倒し、上乗せ整備するとともに、約 2 万人分のサービス付き高齢者向け住宅の整備を行うこととしている。

引き続き、地域密着型サービスの施設・設備等に対する財政支援を行っていくこととしているので、各地方自治体におかれては、必要に応じて当該補助制度を活用しながら、地域の実情を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を推進していただくようお願いする。

ア 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）について

(i) 予算額及び対象事業

平成 29 年度予算案においては、平成 28 年度当初予算額と同額の 634 億円（公費ベース。国費ベース 423 億円。）を計上し、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設（広域型含む）の開設準備等に必要な経費、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修に必要な経費等の助成を行うこととしている。

各地方自治体におかれては、本基金を活用して介護施設等の基盤整備を推進されるようお願いする。

(ii) スケジュール

平成 29 年度当初予算分にかかる協議額について検討中であり、おって内示時期等についてお示しすることとしている。

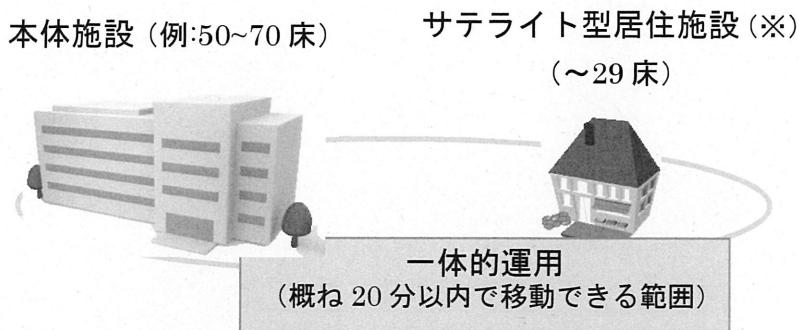
(iii) その他

- 定員 30 人以上の広域型特別養護老人ホーム等については、地域医療介護総合確保基金を積み増し、施設の開設準備（既存施設の増床を含む。）に要する経費等の支援を行うこととしており、増床も含めて着実に整備が進むよう、より一層の取組強化をお願いする。
- また、広域型特別養護老人ホーム等を含め、既存の施設を運営する法人が、サテライト型居住施設として地域密着型特別養護老人ホームを運営する場合には、当該サテライト型居住施設の建設に、地域医療介護総合確保基金を充てて行うことができるので周知徹底願いたい。
- 各都道府県・市町村においては、地域の実情・ニーズに応じて、地域密着型サービスの整備はもちろんのこと、広域型サービスの整備についても併せて積極的に進めていただき、効果的なサービスの提供が図られるよう配意を

お願いしたい。

- なお、福祉サービスが個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない（社会福祉法第3条）とされていることも踏まえ、福祉サービスを提供する施設を整備するにあたっては、費用対効果も念頭において効率的・効果的な施設整備となるよう配慮をお願いしたい。

（参考）【サテライト型居住施設のイメージ】



※ サテライト型居住施設については、本体施設と適切に連携がなされている場合は、人員基準・設備基準が緩和される。

- 例：本体施設が広域型特別養護老人ホームの場合、
- 医師・栄養士・機能訓練指導員・介護支援専門員を置かなくてもよい
 - 生活相談員を置く場合、常勤ではなく、常勤換算方法で1以上でよい
 - 看護職員のうち1人以上について、常勤ではなく、常勤換算方法で1以上でよい
 - 調理室の代わりに簡易な調理設備を設ければよい
 - 医務室の代わりに必要な医薬品・医療機器・臨床検査設備を設ければよい

イ 地域介護・福祉空間整備等交付金について

（i）予算額及び対象事業

平成29年度予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「ハード交付金」という。）については、既存介護施設等におけるスプリンクラー整備支援事業等に支援を行うこととしている。

（ii）スケジュール

国庫補助協議額の状況をふまえて早期に内示する予定で検討中である。

（2）介護施設等の防災対策等への取組について

○ 介護施設等の防災対策の推進について

特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護施設等の耐震化の状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（平成26年10

月時点の状況調査。平成 27 年の状況はとりまとめ中。) の調査結果によると、全国での耐震化率は 93.3% となっており、一部の介護施設等においては未だ耐震化が図られていない状況にある。

国土強靭化基本法に基づく国土強靭化基本計画や国土強靭化アクションプランでは、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされており、また、南海トラフ地震や首都直下地震等が想定されることを踏まえれば、できる限り早期に全ての介護施設等の耐震化を完了するようお願いしたい。

また、介護施設等のスプリンクラー設置が平成 27 年 4 月から原則として全ての介護施設等に義務付けられたことを踏まえ、平成 29 年度当初予算においても、介護施設等の防災対策を推進するために必要な経費をハード交付金に計上したところである。なお、経過措置期間は、平成 30 年 3 月 31 日までであることに留意すること。

さらに、昨年 7 月、障害者施設において、外部からの侵入者が多数の入所者等を殺傷するという大変痛ましい事件が発生したことから、管内高齢者施設等に対する防犯対策の周知等にご協力をお願いするとともに、施設等における防犯に係る安全確保を支援する観点から、必要な取組の推進をお願いしたい。

各都道府県、市町村においては、介護施設等の耐震化及びスプリンクラー設置が未整備の施設等の把握を行うとともに、該当施設の設置者等に対して、ハード交付金等の支援策の周知と併せて、その整備を促していただくようお願いする。

○ 社会福祉施設等の風水害・土砂災害対策の徹底について

「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」による栃木県及び茨城県内における土砂災害は、地域社会に甚大な被害を及ぼすとともに、介護施設を含む社会福祉施設等も被害を受けたところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科澁 0820 第 1 号等厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知)により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

また、平成 26 年 8 月豪雨による広島県内の土砂災害を受けて、平成 26 年 11 月には「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 109 号)が公布されており、土砂災害警戒区域内における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされている。

今年度においては、昨年 8 月末の台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の利用者が亡くなるという大変痛ましい事態が発生したことなどを踏まえ、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日付け厚生労働省老健局総

務課長・同高齢者支援課長・同振興課長・同老人保健課長連名通知) 等において、社会福祉施設等における水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について点検し、改めて必要な指導・助言等を行っていただくよう依頼したところである。

これを受けて、現在、これらの実態把握を行うための調査を実施しているところであり、各地方自治体におかれでは、調査への回答にご協力を願いしたい。また、こうした痛ましい事態が発生することのないよう、砂防部局や管内市町村との連携体制を強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、水害・土砂災害を念頭に置いた防災訓練の実施やその実施に向けた支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めていただくようお願いする。

また、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画がある場合には、砂防部局への情報提供を行うほか、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点が十分に盛り込まれた計画の策定を促すなど、適切な対応をお願いする。

○ 社会福祉施設等における被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、これまで各都道府県においてこれらの情報を収集し、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

熊本地震を始め、近年多くの自然災害が発生している状況を踏まえ、今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、都道府県、指定都市、中核市あて「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号。)を発出し、当該情報収集の方法等について改めて整理を行うこととしたところである。

本通知では、情報収集の対象となる施設種別を明確化するとともに、被災状況に係る報告様式について、記載内容の明確化・簡略化を図るなどの見直しを行っている。

また、各都道府県等において、各施設種別を所管する部局間の連絡調整や被災情報の集約を行う「取りまとめ部局」を明確化していただくこととしているため、各部局間で調整の上、「取りまとめ部局」を定めていただくよう、お願いする。

このほか、災害発時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理しておくこととしたので、当該リストの作成について、併せてご協力を願いしたい。

なお、当該取りまとめ及び施設リストについては、平成29年度当初に、各都道府県等に対して照会の依頼を行うこととしているので、あらかじめ御了知の上、必要な取組を進められたい。

○ 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、これまでにも吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところであるが、昨年5月に、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視一飛散・ばく露防止対策を中心としてー」の結果に基づく勧告が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保溫材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされたことから、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保溫材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成28年9月30日雇児発0930第2号・社援発0930第12号・障発0930第2号・老発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を発出し、改めてアスベスト含有保溫材等を含めた使用実態調査を実施することとしたところである。また、同勧告の中で、一部の自治体において、これまでの使用実態調査が適切に行われていない事例や、アスベスト使用建材に関する分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていない事例が見られたことから、改めて使用実態調査の適切な実施と、施設に対する指導を要請するよう指摘がなされているところである。

各都道府県等におかれでは、利用者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

○ 社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について

社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用にあたっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いする。

○ 平成27年度決算検査報告（会計検査院）における指摘について

平成27年度決算検査報告において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び介護職員処遇改善等臨時特例基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金に返還されていなかったとして、会計検査院から指摘を受けたところである。

老健局が所管する補助金等に係る仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額については、交付要綱等の定めるところにより補助事業者等から報告書を提出いただき、その全部又は一部を国又は都道府県に納付することとしているところであり、当該事務については各都道府県に御協力いただき、提出された

報告書に係る点検を実施していただき度あるが再度、各都道府県におかれではご留意の上点検を実施いただくようお願いする。

また、地域医療介護総合確保基金等の基金事業については、「都道府県が事業者から返還させた額を直ちに国に納付する必要がなく、基金に戻して他の計画事業への有効活用が可能」という点において、一般的な補助金との違いがあることから、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額の国への報告は必要ない。

しかしながら、基金の効率的・効果的な運用から見ても、事業者から都道府県に速やかに返還させる必要があるという点では、一般的な補助金と同様となるので遺漏無きようお願いする。

また、今般の指摘を踏まえ当省大臣官房より各部局に対して示された「補助金等に係る仕入控除税額の取扱いについて」に基づき、平成29年度分の交付要綱等から、消費税及び地方消費税の報告及び返還にかかる補助金等の交付の条件の記載内容を改め、仕入控除税額が0円で確定した場合も含み、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助事業者等は国又は地方自治体へ報告書を提出するものとするので、了知願いたい。

○ コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進について

人口減少や高齢化により拡散した低密度な市街地においては、今後、住民の生活を支える医療・福祉・商業等のサービスの提供や地域活力の維持が困難になるおそれがあることから、平成26年の都市再生特別措置法改正を受け、多くの市町村において、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組が進められている。

国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、関係省庁横断の「コンパクトシティ形成支援チーム」（関係省庁申合せにより平成27年3月設置）を通じて限られた資源の集中的・効率的な利用や効果の一層の発現を図るために、関係諸施策と整合的に取組が進められるよう市町村への支援を行っているところであり、地域包括ケアシステムの構築についても、コンパクトシティとの一体的推進を図るため、地方公共団体における関係部門間の連携促進、介護施設等の整備に当たっての配慮等に取り組むこととされている。（平成27年9月）

これを受け、厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金管理運営要領を改正し、地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）の運用において、都道府県・市町村が選定する介護施設の整備事業の優先的配慮項目に、コンパクトシティ形成に資する事業を追加したところである。（平成28年7月）

また、内閣府、厚生労働省、国土交通省連名で、地域包括ケア及び子育て施策との連携によるコンパクトなまちづくりの推進にあたっての関係部局の連携に係る留意点を都道府県等に対して通知をしたところである。（平成28年

10月)

都道府県におかれては、介護施設等の整備に関する事業に係る市町村計画等の事業選定にあたり、当該市町村が取り組むコンパクトシティ施策との整合への配慮について検討いただくよう、引き続き管内市町村への周知をお願いしたい。

○経済・財政一体改革推進委員会 国と地方のシステムワーキンググループ（内閣府ホームページ）

（国土交通省説明資料、厚生労働省説明資料参照）

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/290224/agenda.html>

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/common/001031115.pdf>

○コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000016.html

○コンパクトシティの形成に向けた今後の取組について（案）（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/common/001104614.pdf>

○コンパクトシティ形成に向けて「立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている都市

（平成27年12月31日現在）」（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/common/001118674.pdf>

(3) ユニットケアに関する研修について

ユニットケアの意義を理解してもらうため、並びにユニットケアを効果的に提供するため、施設管理者研修およびユニットリーダー研修をそれぞれ実施しているところである。

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）におかれては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催や受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いする。

ユニットリーダー研修は、都道府県等が自ら行うほか、都道府県等が適切と認めた団体に委託することができる。この場合、都道府県等は、研修受託団体の研修に対する理念や研修実施体制、研修内容等を十分に把握し、必要に応じて適切な指導を行うとともに、研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設の選定を行う際には、担当職員が現地調査に立ち会う等、積極的に関与していただき、研修の質の確保に努めていただきたい。

なお、都道府県等の判断により、研修を複数の団体に委託することも可能である。この場合、都道府県等は、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成、管理するとともに、研修受講希望者が混乱しないよう、研修を実施する団体や日程等について事前に情報提供を十分に行っていただきたい。また、一つの施設を複数の都道府県等又は研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設として指定することは差し支えないが、適切な研修を実施するため、研修日程の調整や当該研修実施施設における入所者及び職員への負担などに関して、関係者において適切に調整願いたい。

研修の実施に当たっては、研修受講生の利便性に鑑み、可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるよう、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保についてご配慮いただきたい。

(4) 介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止並びに事故発生の防止及び発生時の対応については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずるべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

ア インフルエンザについては毎年冬期に流行を繰り返し、一般的に若年層と比較し感染症に対する抵抗力が低いといわれる高齢者が集団で生活する場である介護施設等では、集団感染の発生のおそれがあり、十分な注意が必要である。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成28年12月2日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、

適切な対応をお願いしたい。

(参考)

- ・厚生労働省ホームページ「平成 28 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>
- ・インフルエンザ Q & A (平成 28 年度)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou01/qa.html>
- ・国立感染症研究所感染症疫学センターホームページ
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>
- ・インフルエンザ施設内感染予防の手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策については、今冬も介護施設等における集団感染が発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、介護施設等に対し適切な予防対策を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

(参考)

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」(平成 28 年 12 月 28 日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」(平成 19 年 12 月 26 日付雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課課長連名通知)
- ・ノロウイルスに関する Q & A

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000129187.pdf>

ウ その他、多数の高齢者が利用する介護施設等においては、感染症が集団発生しやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 268 号)に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

(5) 特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について

ア 福祉サービス第三者評価事業の目的・効果について

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的としている。そして、第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるものである。

また、第三者評価を受審した事業者に対する調査結果（※）によれば、第三者評価の受審によって、「サービスの質の向上」「マニュアルの作成・見直し」「利用者の意向把握の充実」等のサービス改善につながる効果が得られるだけでなく、「これまでの取り組みの方向性への自信」や「職員が一体感をもって評価に臨むことができ、評価結果の共有や改善へのモチベーションが向上」といった副次的な効果も得られるものになっている。

※「福祉サービス第三者評価における受審促進に関する調査研究事業報告書」（平成27年3月 一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会）

イ 特別養護老人ホーム等における第三者評価事業の推進について

本事業は、平成28年3月の全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議において、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護の受審率の引上げを目指すため、「前年度以上の受審率」の目標を掲げるとともに、管内の介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促していくいただくよう依頼しているところである。

各地方公共団体におかれでは、管内の介護施設等の受審状況を確認いただき、引き続き、都道府県推進組織や管内市町村等関係機関とも連携を図りながら、管内介護施設等に対する第三者評価事業の周知や受審促進に向けた取組を推進していただくようお願いする。

なお、厚生労働省においても、近日中に養護老人ホーム及び軽費老人ホームの内容評価基準のガイドラインをお示しするほか、本事業の更なる推進に向けた取組を実施していく予定であるため、予めご了知願いたい。

(参考) 主な高齢者福祉サービスにおける第三者評価事業の受審状況（平成 27 年度）

○全国の受審数・受審率と累計

主な施設・サービス種別	平成 27 年度 受審数	全国施設数	受審率	平成 27 年度迄の 累計受審数
特別養護老人ホーム	484	7, 551	6. 41%	4, 876
養護老人ホーム	36	957	3. 76%	462
軽費老人ホーム	31	2, 264	1. 37%	359
通所介護	251	43, 406	0. 58%	2, 421
訪問介護	100	34, 823	0. 29%	981

※全国施設数は「平成 27 年社会福祉施設等調査報告」「平成 27 年介護サービス施設・事業所調査」の調査対象施設・事業所数

○各都道府県の受審数（上位 3）

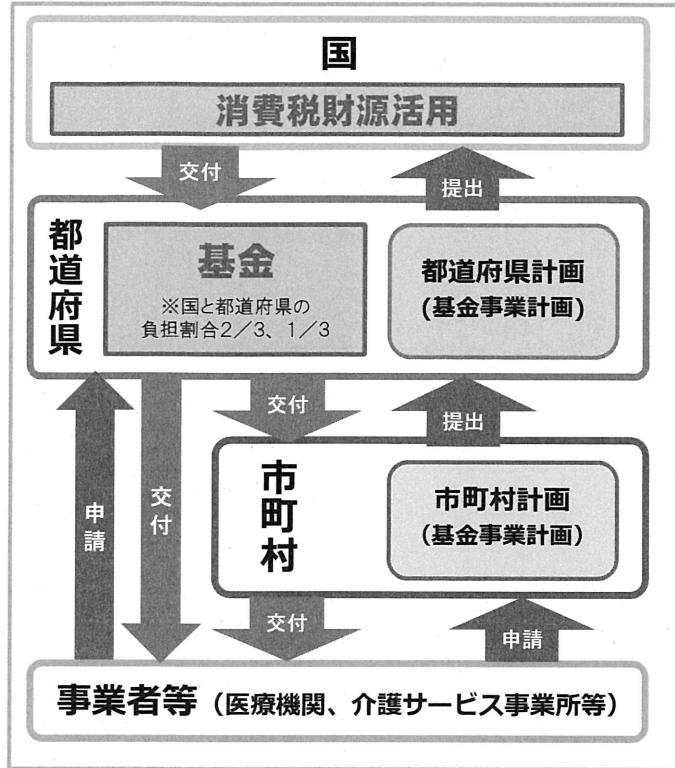
	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	通所介護	訪問介護	計
東京都	340	24	17	154	43	578
京都府	36	3	3	41	39	122
千葉県	9	0	2	24	2	37
全国計	484	36	31	251	100	902

（出典）全国社会福祉協議会調べ（平成 28 年 12 月）

地域医療介護総合確保基金

平成29年度予算案 1,628億円
(医療分 904億円、介護分 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



- 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)**
- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
 - 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
 - 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

- 地域医療介護総合確保基金の対象事業**
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 3 介護施設等の整備に関する事業
 - 4 医療従事者の確保に関する事業
 - 5 介護従事者の確保に関する事業

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

平成29年度予算案
公費634億円(国費423億円)

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ、介護予防拠点等
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。
- 地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

(参考) 都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充《平成27年度補正予算》

2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備等を支援する。(地域医療介護総合確保基金の積増し)

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
 - 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
 - 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
 - 介護未経験者に対する研修支援
 - 遠隔地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
 - ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
 - 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
 - 各種研修に係る代替要員の確保
 - 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
 - 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
 - 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
 - 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
 - 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコスト・表彰を実施
 - 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
 - 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

老 総 発 0909 第 1 号
老 高 発 0909 第 1 号
老 振 発 0909 第 1 号
老 老 発 0909 第 1 号
平 成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)殿
中核市

厚生労働省老健局総務課長
(公印省略)
高齢者支援課長
(公印省略)
振興課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまで「介護保険施設等における防災対策の強化について」(平成24年4月20日老総発0420第1号、老高発0420第1号、老振発0420第1号、老老発0420第1号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発

0901 第1号、障障発 0901 第1号、老高発 0901 第1号)の各通知及び関係法令に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下介護保険施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれでは、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設に加えて、通所系サービスも含めて対応いただく事項となりますので、都道府県におかれでは、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために!~社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ~」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備

えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとすること。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとすることが重要であり、別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必

要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)

(別添3)「防災ガイドBOOK(震災対応編)」(平成25年11月全国グループホーム連合会)

<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

(別添4)「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)

(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部)よりチ
エックシート等を抜粋

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・介護保険施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定期はいつか。

3 対象施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・短期入所生活介護
- ・通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）（認知症対応型通所介護を含む）

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

平成29年2月20日
雇児発0220第2号
社援発0220第1号
障発0220第1号
老発0220第1号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

厚生労働省老健局長
(公印省略)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発時における社会福祉施設等の被災状況については、従前より各都道府県においてこれらの情報を収集し、必要な措置を講じていただくとともに、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

一般的に、社会福祉施設等は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする者が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。このような観点に立てば、まずは社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被災自治体を始め、厚生労働省などの関係者間で共有した上、それぞれの役割分担を図りつつ、連携して必要な対策を検討していくことが重要である。

近年、自然災害の発生により、社会福祉施設等において、甚大な被害が生じている事例が見受けられることから、今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれでは、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉施設等及び関係団体に十分周知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

記

1. 平時における取組について

災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況（以下「被災状況」という。）の把握等を行うに当たっては、平時から関係者間の連携体制を構築・強化しておくことが重要であることから、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）においては、以下の取組を推進すること。

（1）被災状況の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

社会福祉施設等は、様々な施設種別が存在することから、施設ごとの被災状況が漏れることなく、的確に情報収集が行われるとともに、当該情報収集の内容の標準化が図られていることが重要である。

このため、都道府県等においては、それぞれの施設種別を所管する部局（以下「施設所管部局」という。）間との連絡調整及び被災状況の情報収集に係る取りまとめを行う部局（以下「取りまとめ部局」という。）を定めておくこと。

また、災害発時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくことが望ましい。

（2）管内関係者間のネットワークの構築

災害発時には、膨大かつ被害の状況に応じた様々な業務を行う必要があることから、特定の部局、機関に業務が集中しないよう、庁内関係部局のほか、庁外関係者間とも連携体制を構築しておくことが重要である。

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワークづくりを推進するとともに、災害発生時におけるそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくことが望ましい。

(3) 社会福祉施設等リストの整理

① 施設リストの作成

取りまとめ部局は、災害発生時に、迅速かつ的確に被災状況について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるように、施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、別紙様式により、都道府県等管内の社会福祉施設等の一覧表（以下「施設リスト」という。）を作成しておくこと。

なお、当該施設リストの作成に当たっては、別紙に掲げる「対象施設種別」ごとに、別紙様式中、「基本情報」欄への記載により行うこと。

② 都道府県等・市区町村間の役割分担について

取りまとめ部局は、施設リストに整理した社会福祉施設等について、災害発生時に、被災状況を、都道府県等及び市区町村がどのような役割分担で情報収集を行うか、必要な調整を行っておくこと。

また、社会福祉施設等に対して、できる限り同一の内容について、複数の者が重複して情報収集を行うことのないよう配慮することが必要であることから、あらかじめ情報収集を行うにあたって、実施手順や聞き取り内容などの標準化を図っておくことが望ましい。

ただし、災害の状況によっては、上記の役割分担どおりに情報収集を行うことが困難な場合も想定されることから、都道府県が当該市区町村に代わり、情報収集を行うなど、柔軟に対応できる体制についても検討を行っておくこと。

③ 施設リストの共有について

取りまとめ部局は、作成した施設リストを施設所管部局と共有するとともに、適切に保管し、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に情報提供を行うこと。

なお、都道府県の取りまとめ部局は、管内指定都市及び中核市の施設リストの提供を受け、これを適切に保管するとともに、管内市区町村においても施設リストが適切に保管されるよう、必要な措置を講ずること。

④ 施設リストの更新について

取りまとめ部局は、毎年度当初には施設リストの更新を行うこと。なお、基本情報の更新に当たっては、基本情報のうち、緊急連絡先など災害時の連絡体制に関するものを中心に行なうことも差し支えないものとする。また、毎年度当初以降に、社会福祉施設等が新設された場合や「基本情報」欄の情報に変更があった場合には、必要に応

じて施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、可能な限り施設リストの随時更新を行うこと。

(4) 被災状況の把握方法等の検討

① 被災状況の把握方法等の検討について

取りまとめ部局は、災害発生時に、固定電話や防災電話、Eメール、SNS等具体的にどのような方法により被災状況を把握するのか、必要な検討を行っておくこと。

② 社会福祉施設等への周知について

取りまとめ部局が中心となって、平時から社会福祉施設等に対し、災害により被害等が生じた場合には、①により検討した方法により、速やかに都道府県等又は市区町村に対して報告を行うよう、周知を図ること。

③ 食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、物資の供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築を検討すること。

ただし、都道府県等又は市区町村が定める条例その他の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。

2. 災害発時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況の把握等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

(1) 社会福祉施設等への被害情報等の収集

取りまとめ部局は、災害発生時には、施設リストに基づき、都道府県等及び市区町村とも連携を図りつつ、あらかじめ定めた役割分担、情報収集の方法に従って、速やかに被害情報等の収集を行うこと。

なお、被害情報等の収集に当たっては、市区町村から行うほか、関係団体など、あらゆる情報源の活用に努めること。

(2) 被災状況の厚生労働省への情報提供

① 被災状況の厚生労働省への情報提供について

取りまとめ部局は、原則として1日に1回、把握した被害情報等について、別紙様

式に集約した上で、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて、メールにより情報提供を行うこと。また、指定都市、中核市の取りまとめ部局にあっては、厚生労働省への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。

② 重大な被害が生じた場合における情報提供について

社会福祉施設等において、「サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害が発生した場合」や「人的被害が発生した場合」には、①による情報提供に先だって、都道府県等又は市区町村から、厚生労働省施設所管部局あて、取りまとめ部局を経ることなく、直接、被害に関する個別詳細の情報提供を行うこと。（これにより難しい場合は、この限りではない。）

なお、当該情報提供については、被害情報等を把握次第、速やかに行うこととし、様式及び方法は問わないものであること。

③ 被災状況等に応じた柔軟な対応について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び施設所管部局においては、①及び②に関わらず、災害が発生した時間帯や災害規模、被災状況、避難者の動向などを踏まえ、別紙様式における状況把握項目の追加や対象施設の追加、別紙様式の都道府県等施設所管部局から厚生労働省の施設所管部局への直接送付など、さらなる対応について協力を依頼することがある。

3. その他

(1) あらかじめ発生が予想できる災害について

取りまとめ部局が中心となって、台風等の気象情報により、あらかじめ発生が予想できる災害については、気象情報を踏まえ、社会福祉施設等に対して、迅速に施設利用者の避難が実施されるよう、必要な要請を行うこと。

(2) 「対象施設種別」に該当しない通所施設等の取扱いについて

別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等については、あらかじめ施設リストの作成は要しないこととするが、災害の状況により、これらの被災状況を把握する必要がある場合も考えられることから、介護サービス情報公表システムなどの既存情報も最大限有効に活用しつつ、可能な限り、被災状況が把握できる体制の整備に努めること。

(3) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の有効活用

災害発生時における対応は、1の(2)に記載のとおり、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、ボランティア団体など、

平時において、多様な関係機関とのネットワークが構築されていればいるほど、支援の幅が広がることにつながるものであることから、各都道府県においては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を有効に活用すること。

(4) 夜間・休日等における情報提供

取りまとめ部局は、夜間・休日等において、重大な被害が生じた場合は、別途連絡する厚生労働省社会・援護局福祉基盤課又は施設所管部局の担当者の緊急連絡先に情報提供を行うこと。なお、当該緊急連絡先は、市区町村あて周知を図ること。

雇児発0930第2号
社援発0930第12号
障発0930第2号
老発0930第13号
平成28年9月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
(熊本県知事及び熊本市市長を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)
厚生労働省老健局長
(公印省略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保溫材等使用実態調査の実施について（依頼）

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査について」（平成26年1月29日付事務連絡）などにより、従来から吹付けアスベスト（石綿）等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視一飛散・ばく露防止対策を中心としてー」の結果に基づく勧告（以下「勧告」という。）が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト（石綿）等のみならず、アスベスト（石綿）含有保溫材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされました。この勧告を踏まえ、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すために、下記のとおり、改めて「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保溫材等使用実態調査」を実施することといたしましたので、ご協力をお願いします。

なお、平成 28 年熊本地震の影響により、熊本県内の社会福祉施設等については、現時点で調査の実施が困難であると考えられることから、今回の調査は対象外とすることを申し添えます。

記

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について

（1）使用実態調査の実施について

総務省行政評価局からの勧告を受け、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すために、改めて「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施することとしました。

本調査の実施に当たっては、貴都道府県・指定都市・中核市の労働関係部局、建築関係部局、環境関係部局、医療関係部局等と十分連携の上、管内の社会福祉施設等に対し、依頼を行うとともに、（別添）「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査実施要領」に基づき実施していただくようお願ひいたします。

なお、本調査の結果については公表を行うこととしている旨を申し添えます。

【備考】これまでの調査内容からの見直し事項

①「調査対象建築物等」の変更

変更前	平成 8 年度以前に竣工した建築物
変更後	平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物

②「調査対象建材」の変更

変更前	吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有断熱材の一部
変更後	吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材、耐火被覆材及び断熱材

※これまでの調査では、調査対象施設（調査対象建築物等を有する施設）のうち、直近に実施した調査の結果において、「ばく露のおそれのある施設」、「分析予定の施設」及び「未回答の施設」とされた施設を対象としてフォローアップ調査を実施していましたが、今回の調査では、改めて全ての調査対象施設に対し、調査を実施することとします。

(2) 調査に当たっての留意点について

上記（1）のとおり、今回の調査においては、改めて全施設を対象に調査を行うことといたしますが、施設において分析調査及びアスベスト（石綿）含有建材の除去等の措置が行われているか否かに問わらず、調査実施期間の範囲で、可能な限り施設の現状把握を適切に行っていただきますようお願いいたします。

また、同日付け事務連絡「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について（依頼）」に記載のとおり、使用実態調査に係る関係資料を適切に保存していただくとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の場合には、管内の社会福祉施設等の管理者等に対し、適切な対応が講じられるよう、指導を徹底していただきますよう併せてお願ひいたします。

なお、今回の調査後に、フォローアップ調査を実施いたしますので、引き続きご協力をお願いします。

(3) 調査実施後の対応について

今回の調査結果において、「ばく露のおそれのある施設」、「分析予定の施設」及び「未回答の施設」を有する都道府県・指定都市・中核市に対し、その後の指導の状況等について報告を求める場合もありますので、御了知ください。

雇児発0721第17号
社援発0721第5号
障 発0721第2号
老 発0721第2号
平成28年7月21日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)
厚生労働省老健局長
(公印省略)

社会福祉施設等における木材の利用の促進及びC L Tの活用について

社会福祉施設等の整備については、これまで各都道府県等において、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に御尽力いただいているところである。

今般、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、C L T (Cross Laminated Timber) (直交集成板) の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、C L T 活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、C L T 活用促進のための取組を政府として行っていくこととしたところである。

については、社会福祉施設等の整備に当たり、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やC L Tの積極的な活用について御配慮をいただくとともに、各都道府県知事におかれましては管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やC L Tの積極的な活用についての周知に御協力をいただくようお願いする。

平成28年12月27日
会計課地方財政班

各部局補助金担当者 殿

補助金等に係る仕入控除税額の取扱いについて

標記については、平成17年9月14日事務連絡（別添1）により、適正な実施をお願いしているところであるが、今般、会計検査院における平成27年度決算検査報告（別添2）において、補助金等の交付の条件として附している消費税及び地方消費額の報告及び返還の手続きを怠っていた事業者があったとの指摘を受けたところである。

そのため、消費税及び地方消費税の報告及び返還にかかる補助金等の交付の条件（以下「仕入控除条件」という。）の記載内容を、下記のとおり改めるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、補助事業者等に対しては、通知・各種会議等により、仕入控除条件の趣旨を正しく理解させ、適正な事務処理が行われるよう指導するとともに、間接補助金を交付する都道府県等に対しては、国の示した交付の条件が確実に補助要綱に明記され、間接補助事業者への周知徹底が図られるよう指示し、仕入控除条件による国庫補助金に係る消費税額相当分の納付が滞ることのないよう留意されたい。

なお、既に今年度の交付要綱の改正が済んでいる補助金等については、平成29年度分の交付要綱から改められたい。

記

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式〇により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また（なお）、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

※ 下線部が改正部分。

※ 2段落目の「なお、～」の記載については、該当する補助事業者でない場合には、省略する。

別紙様式○

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇〇〇〇 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 厚生労働省発 第 号により交付決定を受けた
平成 年度 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額につ
いては、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)
第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

平成17年9月14日
会計課地方財政班

各部局補助金担当者 殿

補助金等に係る仕入控除税額の取扱いについて

補助金等の執行事務については、従来より適正な実施をお願いしているところであるが、会計検査院における平成17年次検査において、補助金等の交付の条件として附している消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告（以下「仕入控除条件」という。）について、一部不適切な取扱いがあったことから、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、補助事業者に対しては、通知・各種会議等により、仕入控除条件の趣旨を正しく理解させ、適正な事務処理が行われるよう指導するとともに、間接補助金を交付する都道府県に対しては、国の示した交付の条件が確実に補助要綱に明記され、間接補助事業者への周知徹底が図られるよう指示し、仕入控除条件による国庫補助金に係る消費税額相当分の納付が滞ることのないよう留意されたい。

記

1 仕入控除条件については、補助事業者の経理体制を勘案し、交付要綱の改正を行うものとする。ただし、下線部の内容に該当する補助事業者でない場合には、下線部の記載は省略するものとする。

なお、既に今年度分の改正が済んでいる補助金等については、来年度改正時に行うこととする。

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式〇により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一
支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本
社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税
売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また（なお）、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付せることがある。

*下線部が改正部分

2 平成16年度以降に交付した補助金等については、交付決定時に附した仕入控除条件に基づき、国庫への納付の有無にかかわらず、補助事業者から報告させること。

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金に返還されていなかったもの

6件 不当金額(支出) 1018万円

(前年度 2件 468万円)

1 制度の概要

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金（以下、これらを合わせて「交付金」という。）は、都道府県に設置する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）の造成に必要な経費を国が交付するものである。都道府県は、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が基金を活用して実施する事業（以下「特別対策事業」という。）に必要な経費を基金から取り崩し、市町村に交付することなどとなっており（以下、基金を取り崩して市町村に交付する資金を「県交付金」という。）、市町村は、県交付金を財源の全部又は一部として、民間事業者等に対して補助金（以下「市補助金」という。）を交付するなどしている（以下、市補助金の交付を受けた民間事業者等を「事業者」という。）。

消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）は、消費税法等に基づき課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」という。）する仕組みとなっており、確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合は、これらに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、事業者は、実績報告書の提出後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税に係る市補助金相当額が確定したときには、市町村にその額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。また、市町村は、当該事業者から返還を受けたときには、当該金額に係る県交付金相当額を都道府県に返還しなければならないこととなっている。さらに、都道府県は、当該市町村から返還を受けたときには、当該金額を基金に積み立てるなどすることになっている。

2 検査の結果

6市がそれぞれ市補助金を交付した7事業者は、消費税の確定申告の際に特別対策事業に係る消費税額計29,949,773円を仕入税額控除しており、これに係る市補助金相当額が計10,182,392円（県交付金相当額同額）と確定していた。しかし、5市は、6事業者から市補助金相当額の報告及び返還を受けておらず、また、伊佐市は、1事業者から市補助金相当額についての報告を受けていたのに、当該事業者から返還を受けていなかった。このため、3県は、それぞれ当該市補助金相当額に係る県交付金相当額計10,182,392円（交付金相当額同額）の返還を受けておらず、当該県交付金相当額を基金に積み立てていなかつたもので、不当と認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

(単位:千円)

部局等	補助事業者	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業	年 度	基金使用額	左に対する交 付金交付額	不当と認める 交付金相当額
厚生労働本省	福岡県	北九州市	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	24、25	105,000	105,000	1,777
同	同	柳川市	同	25	26,250	26,250	1,038
同	長崎県	長崎市	同	23、24	60,000	60,000	2,415
同	同	西海市	同	25、26	30,000	30,000	1,958
同	同	南島原市	同	25、26	30,000	30,000	1,743
同	鹿児島県	伊佐市	同	22	26,250	26,250	1,250
計					277,500	277,500	10,182

2. 有料老人ホーム等の適正な整備及び運営の推進について

平成 23 年の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の改正によって創設されたサービス付き高齢者向け住宅や、有料老人ホームといった高齢者向け住まいが、近年、急激に増加している。有料老人ホームは、平成 27 年時点で約 42 万人分、サービス付き高齢者向け住宅は、平成 29 年 1 月末時点で約 21 万戸が供給されている。

これらの高齢者向け住まいにおいては、介護保険における「特定施設入居者生活介護」の指定を受けて自ら介護を提供する役割を有する住まいがある一方で、訪問介護や通所介護などの外部の居宅サービス等との連携を強化している住まいも増えているなど、その内容は多様化している。

今後、各自治体においては、こうした高齢者向け住まいの多様性を把握しつつ、地域の実情に応じた供給の支援と適切な指導に取り組んでいただきたい。

（1）未届の有料老人ホームへの対策について

有料老人ホームについては、老人福祉法に基づく届出規定が適切に遵守されていない施設（未届の有料老人ホーム）が増加しているなど、有料老人ホームの運営に対する課題が生じている実態がある。

未届の有料老人ホームについては、毎年都道府県等に対して把握調査を実施とともに、これまでも累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組みを徹底し、適切な指導監督をお願いしているところである。前回の平成 27 年度調査では、未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。）の数は、平成 27 年 6 月 30 日時点で 1,017 件、さらに平成 28 年 1 月 31 日時点の追加調査で新たに 633 件が確認されている。なお、前回の調査から従来の調査ルートを拡げ、有料老人ホームの届出先である都道府県・指定都市・中核市だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局に対して調査を行った結果、新たに多数の未届の有料老人ホームの報告があったことを踏まえると、市区町村の地域包括支援センター等からの情報をもとに、未届の有料老人ホームをより広く把握できるようになった

と考えられる。

については、今後も未届の有料老人ホームの把握に際しては、関係部局や市区町村の地域包括支援センター等で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県・指定都市・中核市の有料老人ホーム担当部局に確実に届くよう、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれたい。

なお、平成28年度調査については、取りまとまり次第、公表を予定している。

また、以下の①～③に留意しつつ、事業の実態に基づいて、適切に把握するよう努めいただき、引き続き届出促進のための取組の一層の徹底をお願いしたい。

①届出によって有料老人ホームとなるわけではない

- 「届出」がなくても、①入居サービスと②介護等サービス（食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれか）を満たしている施設は、老人福祉法上の「有料老人ホーム」である。
- 従って、未届けの状態であっても、事業者が希望するかどうかに関わらず、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に則り、有料老人ホームに対する指導監督を行うことが可能。

②入居者の人数は関係ない

- 以前は「10人以上」という要件があったが、平成18年度の老人福祉法の改正によって撤廃されているので注意が必要である。

③サービス提供の一体性に留意

- 有料老人ホームの要件は、①入居サービスと②介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることにあるので、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があつたり、経営上的一体性が認められたりする施設については、有料老人ホームに該当する。
- なお、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を「設置者」として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも「設置者」に該当するものとして取扱い、事業内容に改善の必要がある場合などは、改善に係る指導の内容に応じて、適宜、個別の法人において対応を図るように求めることが適切である。

(2) 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化について

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)

昨年12月9日付けて、社会保障審議会介護保険部会(厚生労働省設置)において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、有料老人ホームの入居者保護の充実等についても、地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等の一環として盛り込まれた。これを受け、今般、有料老人ホーム制度の見直し事項を含め、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が2月7日に閣議決定され、国会に提出されている。

法案が成立した際には、有料老人ホームについては、都道府県等による指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るため、有料老人ホームの入居者保護のための以下の施策の強化を図る。

① 事業停止命令の創設

再三の指導に従わず悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。(現行では、改善命令を規定。)

② 前払金保全措置の義務の対象拡大

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るために、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。(現行では、平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっているため、義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から3年後からの適用とする。)

③ 事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

④ 入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等(※)について都道府県等への報告を義務付けるとともに、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表(※)の公表を義務付ける。

(※)施設概要、利用料金、サービス内容、前払金の保全措置(前払金を受領する場合)等の予定

(3) 未届の有料老人ホーム等に関する総務省勧告について

未届の有料老人ホームが増加する状況等を踏まえ、昨年9月に、総務省から厚生労働省に対して、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施等を図るための必要な改善措置として、都道府県等に対して、未届の有料老人ホーム対策強化をはじめとした有料老人ホームに対する指導監督の徹底を要請すること等の勧告がなされた。

(有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(平成28年9月16日))

本勧告の内容は、すでに「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正平成27年3月30日付け老発0330第3号)等にも記載し、従来から厚生労働省においても都道府県等に対して取り組みを要請している内容も含まれている。

については、各都道府県等におかれては、本勧告で指摘されている内容について、取り組みに向けた準備を行い、積極的に実施していただくよう、お願いする。

「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」

(勧告日：平成28年9月16日 勧告先：厚生労働省)

※以下抜粋。下線は厚生労働省で追記したものである。

1. 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

厚生労働省は、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設の把握及び届出を効果的に促進するため、次の措置を講ずる必要がある。

○都道府県等に対し、未届施設の実態把握の一層の徹底について要請すること。その際、

- ・市区町村と連携し、引き続き包括センターを活用すること
- ・住宅担当部局と連携し、旧高専賃等の情報を活用すること
- ・生活保護担当部局、消防担当部局等の未届施設に係る情報を把握している可能性がある関係機関とも積極的に情報交換すること
- ・未届の疑いのある施設についても引き続き幅広に把握すること

について併せて要請すること。

○都道府県等に対し、未届の有料老人ホームの届出促進の徹底について要請すること。

その際、

- ・介護保険担当部局と一層の連携を進めること
- ・未届の有料老人ホームの公表を進めること

2. 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

厚生労働省は、施設入居者の保護を図るとともに、事故等の再発防止を促進する観点から、届出施設に対する指導監督をより効率的かつ効果的に実施できるよう、次の措置を講ずる必要がある。

○都道府県等に対し、

- ・指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載の徹底を図ること
- ・届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ること

について要請すること。

3. 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

厚生労働省は、施設利用者の利便性の向上及び入居施設の適切な選択に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

○都道府県等に対し、

- ・重要事項説明書の一層の公開を進めること
- ・その際、情報開示一覧表と一体的に公開すること

について要請すること。

<参考>総務省ホームページ（平成 28 年 9 月 16 日記者発表）

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視＜結果に基づく勧告＞

- ・要旨 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000439301.pdf)
- ・勧告 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000439304.pdf)
- ・結果報告書 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317.html#kekkahoukoku)

なお、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（有老協）では、都道府県等に対して、有料老人ホームの運営や指導に関する情報提供、集団指導への講師派遣など、必要に応じて都道府県等と連携し、行政指導に関する協力を実行している。については、有料老人ホームに対する指導や協議等の業務に当たっては、必要に応じて、有老協にご相談いただき、連携を図られたい。

（4）高齢者向け住まいの実態について

本年度においては、「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」（平成 28 年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）、以下「老

健事業」という。)により、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実態調査を実施している。今回の調査においては、以下のような項目を集計している。

- ・施設の概要(法人種別、規模など)
- ・施設のサービス提供体制(職員体制、介護保険サービス施設の状況など)
- ・入居者の状況(要介護度、年齢、認知症の自立度など)
- ・介護サービスの利用状況等

本年3月には報告書がまとまる予定であるため、高齢者向け住まいにおける実態を的確に把握し、その動向を見極めながら、今後の施策に活用していただきたい。

なお、平成27年度「高齢者向け住まいの実態調査」(老健事業)で実施された同種の報告書は、以下にまとめられているので、必要に応じて参考されたい。

(参考) 株式会社 野村総合研究所ホームページ

【概要版】

https://www.nri.com/~media/PDF/jp/opinion/r_report/syakaifukushi/20160420-5_report.pdf

【報告書本体】

https://www.nri.com/~media/PDF/jp/opinion/r_report/syakaifukushi/20160420-4_report.pdf

(5) 有料老人ホームの指導指針について

未届の有料老人ホームの増加や、入居者が自由に居宅サービス等を選ぶことを阻害していると疑われる事例が見られるなど、有料老人ホームの運営に対する課題が生じている実態を踏まえ、平成27年3月に「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(平成14年7月18日付け老発第0718003号 最終改正平成27年3月30日付け老発0330第3号。以下「標準指導指針」という。)を改正して主に以下の見直しを行い、平成27年7月より適用を開始している。

① 届出の促進に向けた規定の適正化

廊下幅や居室の広さ等について、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があることから、既存建築物等の取扱いについて、その特性に応じた見直し等を行ったこと。

② 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われているとの指摘があることから、入居者に近隣の介護サービス事業所に関する情報提供を行うことを求める見直しや、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を明確化したこと。

③ サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

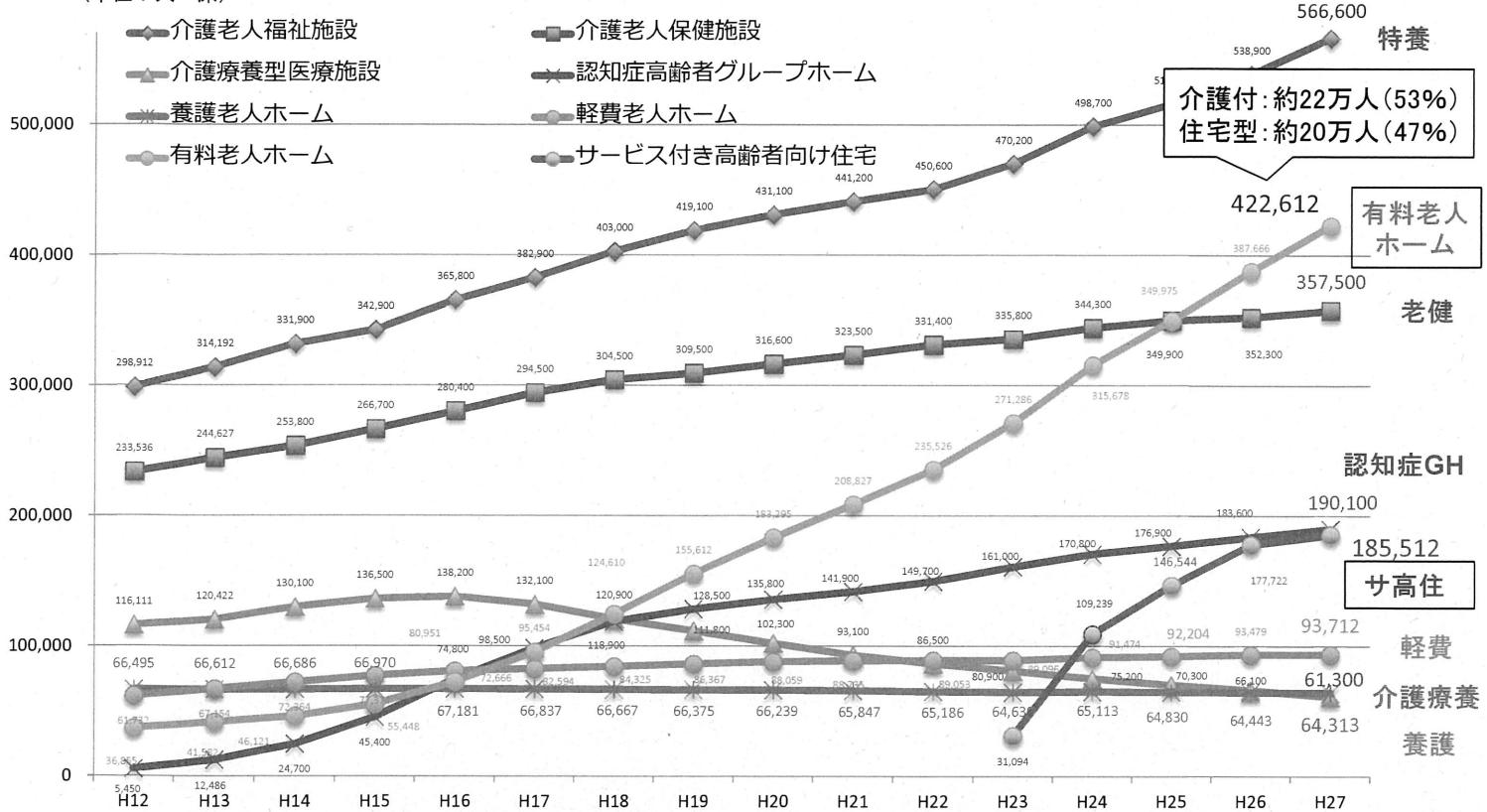
サービス付き高齢者向け住宅のうち、老人福祉法の規定において有料老人ホームに該当するものを、標準指導指針の対象に追加したこと。

各都道府県等においては、平成27年の厚生労働省の標準指導指針の改正を踏まえた各自の指導指針の改正に順次対応していただいている、平成28年12月末時点では、114都道府県・政令市・中核市のうち、113都道府県等において改正がなされている。

なお従来より、都道府県等で定める指導指針は、地域の実情に応じて定めるものであり、特に近年は、有料老人ホームの数の増加にあわせて多様化が進み、地域差も見られる。このような状況等を踏まえ、自治体によっては、例えば居室面積についても独自の面積基準を設けるなど、地域の実情に応じた取組みがなされていることから、それらを参考に、各自治体において適切かつ柔軟に対応いただきたい。

高齢者向け住まい・施設の定員数

(単位：人・床)



※1: 介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」及び「介護給付費実態調査(10月審査分)【H14～】(定員数ではなく利用者数)」による。

※2: 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。

※3: 認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。

※4: 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「H27社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、H21～H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24～27は基本票の数値。

※5: 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/1時点)による。

※6: サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(3/31時点)」による。

「介護保険制度の見直しに関する意見」 有料老人ホームの入居者保護の充実等

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成28年12月9日)抜粋

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(4) 安心して暮らすための環境の整備(有料老人ホームの入居者保護の充実等)

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするためにには、適切な住まいが確保されることが必要であり、有料老人ホームもその選択肢の1つである。この有料老人ホームについては、老人福祉法上、都道府県等に対する届出が義務づけられているが、未届の有料老人ホームの増加が課題となっているほか、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められている。
- また、有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によるところが大きいことから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。
- このような状況を踏まえ、有料老人ホームについては、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産のおそれがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援の措置、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当である。

有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

見直しの方向性

- 有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図る。

見直し内容

【事業停止命令の創設】

再三の指導に従わず悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。(現行では、改善命令を規定。)

【前払金保全措置の義務の対象拡大】

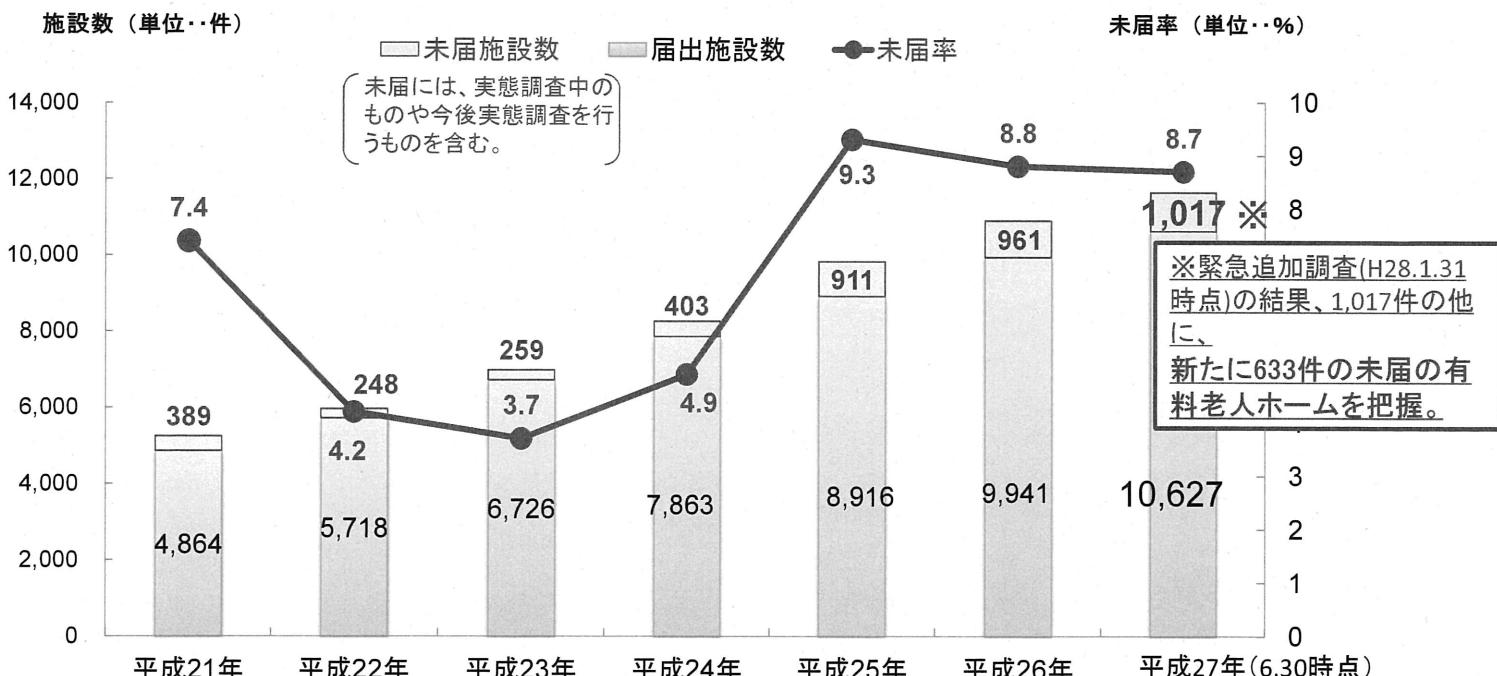
事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。(現行では、平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっているため、義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から3年後からの適用とする。)

(その他)

- 事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るために必要な援助を行うこととする。
- 入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等(※)について都道府県等への報告を義務付けるとともに、現在都道府県等に作成・公表を求める有料老人ホームの情報一覧表(※)の公表を義務付ける。
- (※)施設概要、利用料金、サービス内容、前払金の保全措置(前払金を受領する場合)等

未届の有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要。



※出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～平成26年は10月31日時点、平成27年は6月30日時点）

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

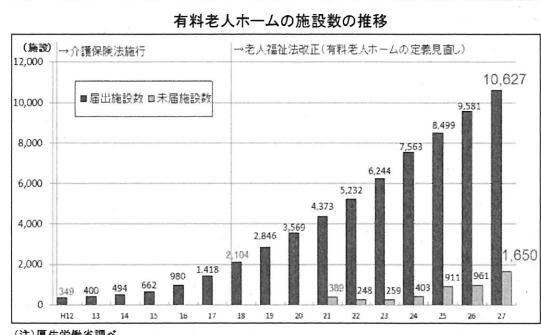
総務省記者発表資料（抜粋）

勧告日：平成28年9月16日
勧告先：厚生労働省

背景

- 単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加(H10:593万世帯→H25:1,136万世帯)
- 介護保険法施行後、有料老人ホームは施設数、定員共に急増
施設数は30.4倍(H12:349施設→H27:10,627施設)、定員は11.5倍(H12:36,855人→H27:422,612人)
- 一方、未届の施設も増加(H21:389施設→H27:1,650施設)、その実態は未解明
⇒未届施設を含む有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査
- <調査対象機関>
 - ・160有料老人ホーム（79届出施設、32サービス付き高齢者向け住宅、49未届施設）
 - ・30都道府県等（17都道府県、13市町村）
 - ・53地域包括支援センター（注）

（注）市町村が設置主体となり、高齢者やその家族等から、介護保険その他の保健福祉サービスに関する各種相談を幅広く受け付け、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援等を実施



①未届施設の把握・届出の促進

有料老人ホームの適確な把握

主な調査結果

- 未届施設の把握が不十分
- 未届施設に対する届出指導が不十分

主な勧告

- 関係機関との連携による実態把握の徹底
- ケアマネジャーから得られる情報の活用や介護保険担当部局との連携による届出促進

入居者・入居希望者の安心・安全の確保

③情報公開の促進

利用者の利便性の向上、施設の適切な選択

主な調査結果

- 都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

主な勧告

- 重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開
- 公開方法の見直し（紙→インターネット）

②指導監督の充実・強化

施設入居者の保護

主な調査結果

- 立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分。指導監督体制もぜい弱

主な勧告

- 指導監督の効率的・効果的な実施、指導監督を補完する評価の仕組みの検討

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会について

（公社）全国有料老人ホーム協会資料

公益社団法人全国有料老人ホーム協会（有老協）では、都道府県等に対して、有料老人ホームの運営や指導に関する情報提供、集団指導への講師派遣など、必要に応じて都道府県等と連携し、行政指導に関する協力をしています。

については、有料老人ホームに関する業務に際し、必要に応じて、有老協と連携をお願いします。

地方公共団体と有老協との連携イメージ

都道府県・指定市・中核市

届出

指導監督

有料老人ホーム事業者

日常的な相談
研修への
講師派遣依頼等

【協力・連携の例】

○集団指導への講師派遣

○指導指針改正支援

○職員研修事業受託

その他

- ・第三者評価事業（有老協事業）での連携
- ・契約書類等の確認支援業務等も行います。

（公社）全国有料老人ホーム協会

（参考）
老人福祉法第30条（有料老人ホーム協会）
老人福祉法第31条の2（協会の業務）

有料老人ホーム標準指導指針（ガイドライン）の見直しについて

有料老人ホームの設置運営標準指導指針
(最終改正:通知 H27.3.30／適用 H27.7.1)

主要な改正点

ポイント1. 届出の促進に向けた規定の適正化（既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し）

- 廊下幅や居室の広さについて、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、標準指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを実施。

ポイント2. 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

- 医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われているとの指摘があるため、有料老人ホームの事業者が、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を、標準指導指針において明確化し、近隣に設置されている介護サービス事業所に関する情報の提供を行うこと等の見直しを実施。

ポイント3. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

- 従来の標準指導指針では、「サービス付き高齢者向け住宅」は有料老人ホームに該当しても適用対象外としていたが、指導監督を行う都道府県等からは、「サービス付き高齢者向け住宅」も対象とした統一的なガイドラインを求める声も多かった。
- サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を標準指導指針の対象として位置づける見直しを実施。

※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはしないものとする。

厚生労働省ホームページ参照⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000083170.html>

地域の状況に応じた有料老人ホーム指導指針の例

居室面積の自治体基準の例（北海道旭川市）

旭川市有料老人ホーム設置運営標準指導指針（最終改正平成27年9月1日）

○居室の面積基準（既存建築物の転用等の場合を除く）

入居者1人当たりの床面積10.65平方メートル以上とすること。

※改正前の旭川市指針においては、13平方メートル以上と規定

（参考）有料老人ホーム設置運営標準指導指針（最終改正平成27年3月30日）

○居室の面積基準（既存建築物の転用等の場合を除く）

入居者1人当たりの床面積13平方メートル以上とすること。

3. 低所得高齢者等住まい・生活支援の推進について

(1) 低所得高齢者等住まい・生活支援の推進について

地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保がとりわけ重要であるが、特に身寄りのない低所得高齢者などの場合、家賃負担の問題に加え、保証人の確保等の課題があり、低廉な民間賃貸住宅等に円滑に入居できる支援を行うとともに、安心して暮らせる地域の体制整備が必要である。

このため、厚生労働省では、平成26年度より、低所得の高齢者等を対象に、空き家等を活用した低廉な住まいの入居支援と入居後の見守りなどの生活支援を行う「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っており、今後は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しら全国展開を図っていくこととしている。

具体的には、市町村での地域の実情に応じた支援が着実に行われるよう、

- ・ 地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等について内容をより明確にするように実施要綱の改正
- ・ 居住支援協議会や新たな住宅セーフティネット制度等との連携
- ・ 全国各地での説明会やシンポジウムの開催等を通じた、自治体等関係者に対する本取組の周知や働きかけ

等を行っていく予定であるため、予めご了知いただくとともに、積極的な取組をお願いする。

(2) 住宅部局等関係機関と連携した取組について

「住まい」の支援に当たっては、住宅部局によるハードの供給と併せて、福祉部局によるソフト面での生活支援を一体的に行っていくことが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省では、高齢者や子育て世帯、障害者等の居住支援の強化を図るため、平成28年12月に、関係局長級で構成する連絡協議会を設置し、今後、より実効性の高い居住支援策について検討を進めていくこととしている。

また、本年2月22日には、厚生労働省・国土交通省主催で居住支援全国サミットを開催し、低所得高齢者等に対するモデル事業の取組や生活困窮者自立支援制度にお

ける居住支援施策、国土交通省における新たな住宅セーフティネット制度、その他各地の居住支援協議会で行っている先進的な取組について情報提供等を行ったところである。

引き続き、国土交通省等関係機関と連携を図りながら、住まいに課題を抱える高齢者等への必要な施策を講じていきたいと考えているため、地方公共団体におかれても、福祉部局と住宅部局が緊密に連携しながら必要な支援に取り組んでいただくようお願いする。

※・「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」

(厚生労働省HP) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=404440>

・「平成28年度居住支援全国サミット」

(厚生労働省HP) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=418709>

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

平成26年度
より実施

1. モデル事業の概要

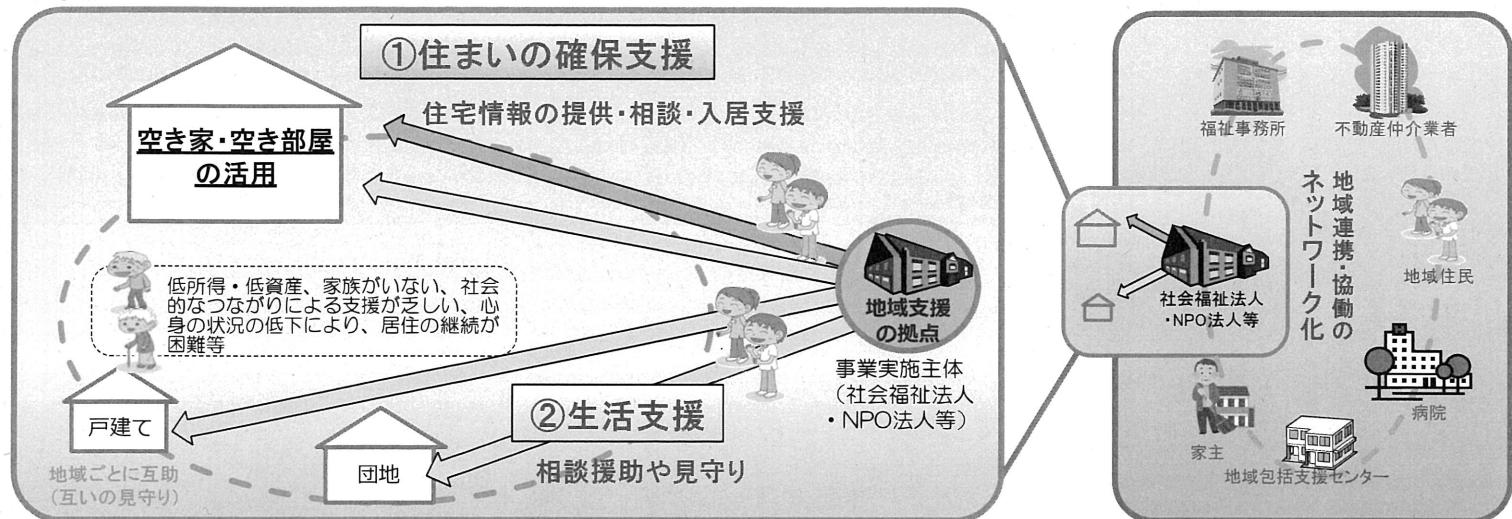
自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、

①既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、②日常的な相談等（生活支援）や見守りにより、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

2. 実施主体 市区町村（社会福祉法人、NPO法人等への委託可能）

※平成29年度予算案では、28年度からの継続自治体(2・3年目)分のみを補助対象にする予定であり0.4億円を計上。

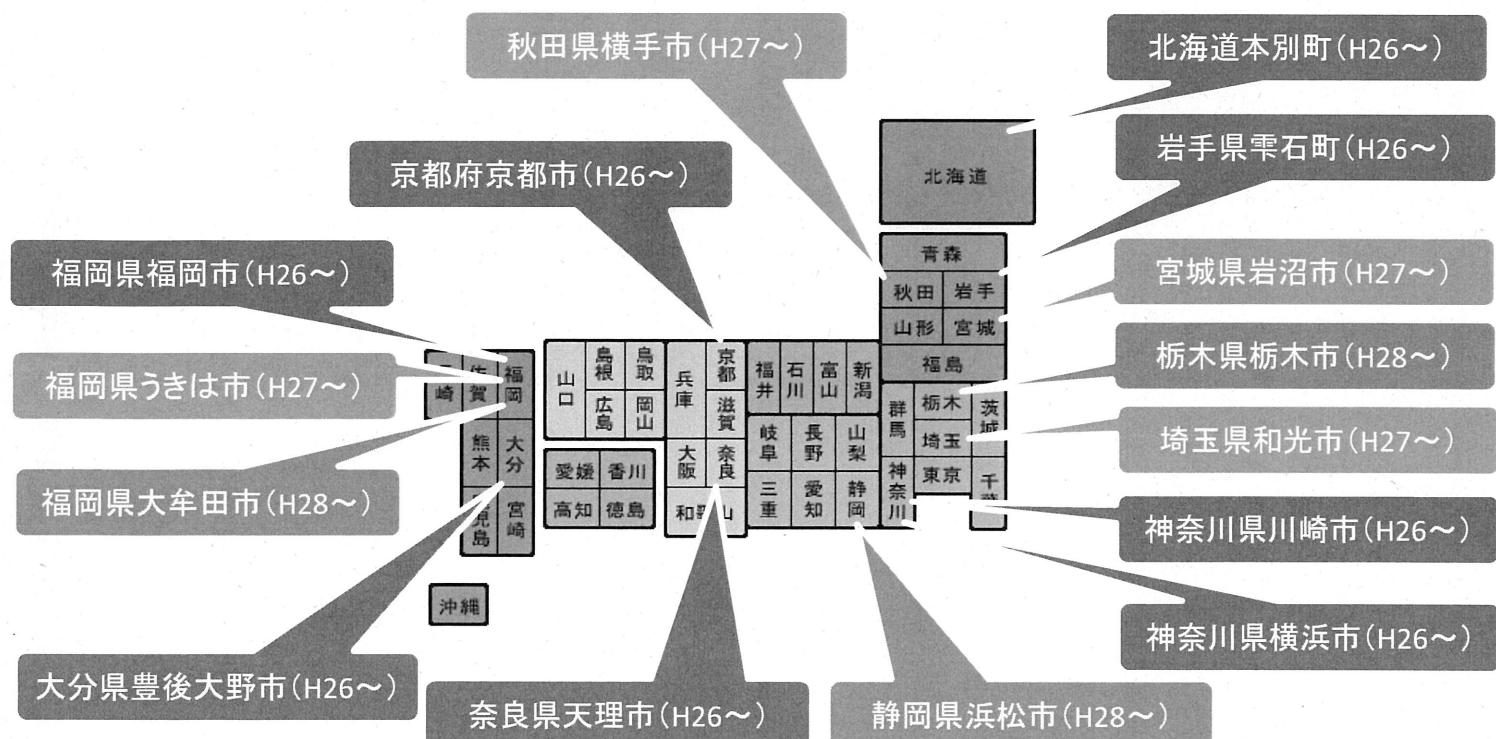
(事業のイメージ)



► モデル事業で行われている効果的な取組について、全国的な展開を図っていく。

モデル事業の実施状況について

○平成28年度現在、15自治体がモデル事業を実施。



地域支援事業の全体像

介護保険制度

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

【財源構成】

国 39%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症総合支援事業
(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)
- 生活支援体制整備事業
(コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

「地域支援事業実施要綱」(H18.6.9厚生労働省老健局長通知)の改正案について

未定稿

改正後（案）	改正前
別紙 地域支援事業実施要綱	別紙 地域支援事業実施要綱
1～5 (略)	1～5 (略)
別記1～5 (略)	別記1～5 (略)
別記6 任意事業 1～2 (略) 3 事業内容 任意事業は、法第115条の45第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。 (1)～(2) (略) (3) その他の事業 次のアからカまでに掲げる事業その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。 ア～オ (略) カ 地域自立生活支援事業 次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。 ① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウ징）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。 ②～④ (略) (略)	別記6 任意事業 1～2 (略) 3 事業内容 任意事業は、法第115条の45第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。 (1)～(2) (略) (3) その他の事業 次のアからカまでに掲げる事業その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。 ア～オ (略) カ 地域自立生活支援事業 次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。 ① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 市町村が運営する高齢者世話付住宅（シルバーハウ징）や、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。
別添1～7 (略)	別添1～7 (略)

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りがない、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

- 相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

- 不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

- 病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1)地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2)民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3)緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4)家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5)取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 平成29年度予算(案)

【予算額】2.5億円（100箇所程度を想定）

【補助率】1／2

生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理(案)【H28.1.23】(抜粋)

※本論点整理(案)については、3月6日開催の論点整理検討会において再度議論される。

- 生活困窮者が抱える家賃負担や連帯保証、緊急連絡先の確保等の「住まい」を巡る課題に対し、支援の不足が明らかになってきている。
- 自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加え、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるようにする。

(6) 居住支援のあり方

【現状の評価と課題】

- 「住まい」は、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確保が自立の基盤となる。
- 従来より住宅行政における住宅セーフティネットとして、公営住宅のほか、民間住宅を活用した借上公営住宅、地域優良賃貸住宅等が供給されてきた。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第10条に基づく居住支援協議会による支援も行われてきた。現在、国土交通省においては、こうした住宅セーフティネット機能の強化に向けた検討も進んでいる。
- 生活困窮者にとって、住まいを確保するに当たり家賃負担の問題に加え、連帯保証人、緊急連絡先の確保等の様々な課題がある。住居確保給付金により一時的に支援を行えば自立が可能となる世帯もあるが、本来的に長期継続性のある「住まう」という面についての具体的な支援メニューは現行法にはない。
- 居住支援協議会の取組や、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」、居住支援に先進的に取り組む事例等からは、ハードとしての住居だけでなく、必要に応じた生活支援を付けることによって保証の問題も解消する等、生活支援とハード面を一体的にした居住支援のニーズがあるのではないか、こうした生活支援を誰がどのように提供するのか、といった論点が出てきている。

【論点】

(居住支援の必要性と検討すべき点)

- 生活困窮者自立支援において居住支援は不可欠な要素ではないか。
- 支出に占める家賃負担が大きい場合、本人が希望すれば、転居は家計改善において効果的な手段となるが、低廉な家賃の住宅は限定されており、特に高齢者の転居は入居拒否等の様々な課題が存在する。こうした現状を踏まえ、どのような支援が考えられるか。
- 身寄りがなく、収入の見通しが立たない生活困窮者は民間賃貸物件に入居することが難しい。自立支援や地域の見守りがしっかりと付いていることで、入居しやすくなるのではないか。
- 基礎自治体での居住支援協議会設置が推進されており、この動きと併せて、自立相談支援事業との連携を促していくことが必要ではないか。また、空き家の活用と連携していくことも重要ではないか。
- 「住まう」という概念には期間設定がなじまない。仮に居住支援を一つの事業とする場合、どこまでを制度の中の支援と位置付けるべきか。
- 生活困窮者に対する居住支援の検討に当たっては、生活保護受給者も含めて利用している無料低額宿泊所のあり方との関連も念頭に置くべきではないか。
- 家賃補助は、高齢者だけでなく、現役の稼働年齢層や若年層、厳しい家庭環境にあって自立できる年齢に達している子どもに対する効果的な支援の一つとして、国土交通省において検討されている新たな住宅セーフティネットの家賃補助制度に期待つつ、十分に活用できるよう連携を深めるべきではないか。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

1. 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定【法律】

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・住宅確保要配慮者の範囲
 - 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
 - 低額所得世帯（収入分位25%以下） - その他外国人世帯等

2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録【法律】※指定登録機関による登録も可能とする

- ・登録基準 - 耐震性能 - 一定の居住面積 等
- ※上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能
- ※共同居住型住宅（いわゆるシェアハウス）の面積等の基準を設定予定

3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督【法律】

登録住宅の改修・入居への経済的支援

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

① 登録住宅に対する改修費補助【予算】（補助を受けた住宅は専用住宅化）

- 補助対象工事 バリアフリーエクサート、耐震改修工事、用途変更工事等
 補助率 【補助金（制度の立上り期）の場合】：国1／3（国の直接補助）
 【交付金の場合】：国1／3+地方1／3
 （地方公共団体が実施する場合の間接補助）

入居者要件等 入居者収入及び家賃水準（特に補助金の場合）について一定要件あり

② (独)住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

（専用の住宅として登録された住宅の場合）

- | | | |
|--------|----------------------------|--------------------------------|
| 補助対象 | ① 家賃低廉化に要する費用 | ② 入居時の家賃債務保証料
（国費上限2万円／月・戸） |
| 補助率 | 国1／2+地方1／2（地方が実施する場合の間接補助） | （国費上限3万円／戸） |
| 入居者要件等 | 入居者収入及び補助期間について一定要件あり | |

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

1. 都道府県による居住支援法人の指定【法律】

・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

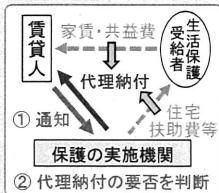
2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談【法律】

3. 生活保護受給者の住宅扶助費等について
賃貸人からの通知に基づき代理納付（※）の
要否を判断するための手続を創設【法律】

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

4. 居住支援活動への支援措置等【予算】

- 補助対象 居住支援協議会等の活動支援 等
 補助率 国定額（国の直接補助）



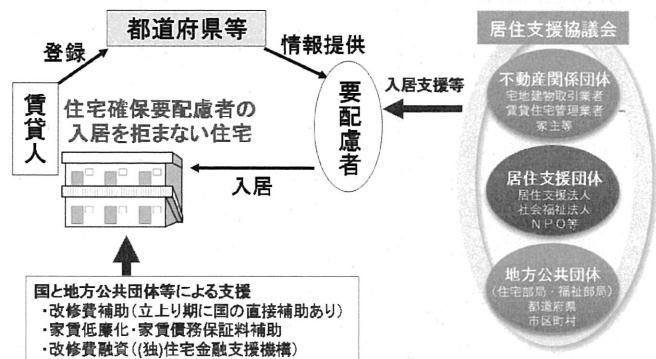
5. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加【法律・予算】
 一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録（省令等で規定）

※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口設置 - 契約時の重要事項説明、書面交付 ほか

② 居住支援法人による家賃債務保証の実施【法律】

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



居住支援協議会の概要

○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会（※）を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

○ 概要

(1) 設立状況

64協議会が設立（H29.1末時点）

○ 都道府県（全都道府県）

○ 区市町（17区市町）

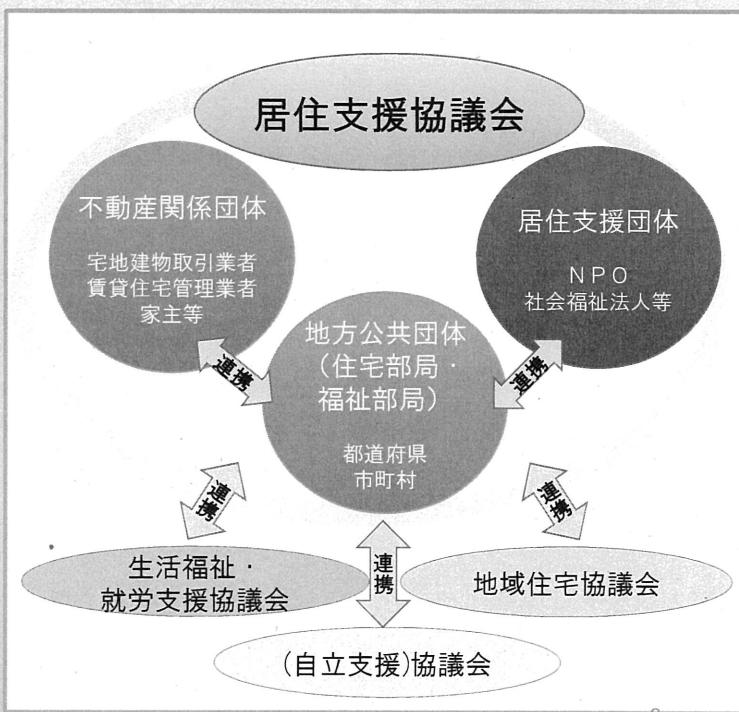
・北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、八王子市、調布市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

- 居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
- ・予算：H29年度予算案 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（4.5億円）の内数



福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>
社会・援護局長
社会・援護局 保護課長
地域福祉課長
地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
障害保健福祉部長
障害保健福祉部 障害福祉課長
老健局長
老健局 高齢者支援課長
雇用均等・児童家庭局長
雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>
住宅局長
住宅局審議官
住宅局 住宅政策課長
住宅総合整備課長
住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長
安心居住推進課長
土地・建設産業局長
土地・建設産業局 不動産業課長

開催状況

○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告
- ・意見交換

※次回は平成29年2月を目途に開催予定。



第1回連絡協議会の様子



居住支援全国サミットの開催

- 高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会で行っている先進的な取組みに関する情報提供の場として、厚生労働省・国土交通省主催で居住支援全国サミットを開催(平成29年2月22日)。

プログラム

- (1) 挨拶・鼎談
 - ・高齢者住宅財団理事長
 - ・厚生労働省老健局審議官
 - ・国土交通省住宅局審議官
- (2) 記念講演 宮本太郎教授(中央大学法学部) 「生活と居住の保証をどう再構築するか」
- (3) 居住支援協議会等の取組
 - ・本別町(本別町総合ケアセンター)
 - ・埼玉県(埼玉県都市整備部住宅課)
 - ・京都市(京都市老人福祉施設協議会/地域密着型総合ケアセンターきたおおじ)
 - ・福岡市(福岡市社会福祉協議会)
 - ・大牟田市(大牟田市都市整備部建築住宅課)
進行:白川泰之教授(東北大学大学院)
- (4) パネルディスカッション
 - ・宮本太郎教授(中央大学法学部)
 - ・園田眞理子教授(明治大学理工学部)
 - ・高橋紘士理事長(高齢者住宅財団)
 - ・山田尋志顧問(京都市老人福祉施設協議会顧問/地域密着型総合ケアセンターきたおおじ代表)
 - ・大牟田市都市整備部建築住宅課長
 - ・厚生労働省老健局高齢者支援課長
 - ・厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長
 - ・国土交通省住宅局安心居住推進課長

▼挨拶・鼎談の様子



►パネルディスカッションの様子

参加状況(平成29年2月22日)
○自治体等行政関係者 296名
○一般・マスコミ等 89名
(合計) 385名

4. 高齢者虐待防止について

- 高齢者虐待については、平成26年度に全国で約1万6千件の高齢者虐待事案が発生し、増加傾向にあり、特に養介護施設従事者等による虐待件数が急増している。利用者が安心して過ごせる環境を提供するべき養介護施設等でそのような事案が発覚していることは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態である。養介護施設等を含め、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実・強化が急務と考えており、平成28年2月19日付けの通知（別紙）を踏まえ、引き続き取り組んでいただくようお願いしたい。
- 昨年6月の行政事業レビュー公開プロセスを踏まえ、高齢者虐待防止等に取り組む都道府県への補助事業である高齢者権利擁護等推進事業について、次のとおり見直しを行った上で、平成29年度からの実施を予定している。

【主な見直し内容】

- ・事業の柱立てを見直し、「介護施設・サービス事業者」、「市町村」、「地域住民」の対象別に再構築
- ・メニューを見直し、①施設長等向けの研修に「施設職員のストレス対策」、「介護相談員（※1）等の外部の目の活用」等の内容を追加、②市町村職員向けの研修を新設し効果的な対応事例を横展開、③市町村における高齢者虐待防止のためのネットワーク構築等の支援（※2）、④地域住民への通報・相談窓口の更なる周知徹底

等により、市町村の体制整備等が進むよう支援を行っていく。

都道府県におかれでは有効に活用いただくとともに、市町村への周知をお願いしたい。

- また、毎年、都道府県及び市町村のご協力をいただき、高齢者虐待防止法の対応状況調査を実施しているところであり、引き続きご協力をお願いする。来年度は、上記調査とは別に、高齢者虐待の兆候を把握し将来起こりうる虐待を未然に防止するため、死亡事案等の個別事例の分析の実施を検討しており、該当ケースのある自治体におかれては、国、関係団体等からの調査、ヒアリングへのご協力をお願いしたい。

- 併せて、高齢者虐待対応マニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」の改訂を、来年度予定しており、市町村職員の対応力強化に資するものとして、困難事例への対応例、先進事例や現場での工夫等も紹介していければと考えている。現場での課題の抽出や、事例等について、国、関係団体等からの調査、ヒアリングへのご協力を願いしたい。
- 高齢者虐待防止法では、住民に最も身近な行政主体である市町村が、第一義的に虐待の通報を受け、高齢者の保護や養護者の支援等の役割を担うこととされている。一方、都道府県は、介護保険法や老人福祉法の権限行使をはじめ、広域的な観点から市町村に対する必要な助言、高齢者を分離保護するための居室確保、専門的人材の育成等を行うことが求められている。このため、市町村と都道府県とが緊密に連携し、共同して適切に対応し、高齢者の権利擁護に努められるよう、併せてお願いする。

(※1) 介護相談員派遣等事業は、介護相談員が介護サービスの現場を訪問して、利用者からの相談に応じ、疑問や不満、不安を解消することにより、①利用者の尊厳保持、②事業者のサービス向上とともに、③虐待・身体拘束の未然抑止・早期発見、さらには④生活様式や身体の変化が訪れる年齢層の活動の場の提供等に寄与する有益な事業であり、厚生労働省においても、本事業に関するホームページを開設しているところである。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114158.html>

このため、未実施の市町村においては、本事業の実施について検討をお願いする。都道府県においては、管内の未実施市町村に対する助言に努めていただくようお願いする。

(※2) 日本社会福祉士会及び日本弁護士連合会では、両者が連携して虐待対応専門職チームの活動に取り組まれており、対応困難事例等について市町村へ有効なサポートを提供しているので、高齢者権利擁護等推進事業の「弁護士、司法書士、社会福祉等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口の設置」、「ネットワーク構築等支援のアドバイザー配置」等を行う際のご参考にされたい。

高齢者虐待調査の結果を踏まえた地方公共団体の対応の強化（老健局長通知）

- ・高齢者虐待はあってはならないもの。市町村等の体制整備の充実が重要。
- ・調査結果の公表後、これまでの国の通知を補完する内容の通知を発出（平成28年2月19日老発0219第1号）。

基本的事項

○市町村等の体制整備

- ・相談・通報受付窓口の設置・周知、閉庁時間の対応
- ・事実確認手続きの標準化
- ・市町村と都道府県のさらなる連携強化推進

○国の予算事業(高齢者権利擁護等推進事業)の活用

- ・都道府県実施研修、高齢者虐待防止シェルターの確保、弁護士等の専門職による権利擁護相談窓口設置等が対象。

未然防止

- ・施設従事者等への研修
- ・地域住民への啓発
※高齢者権利擁護等推進事業の活用
- ・介護保険サービスの適切な活用
- ・認知症の人の理解を深めるための普及啓発

早期発見

- ・虐待防止対応の体制整備の推進
- ・虐待防止対応の相談・通報制度の周知を推進
- ・発生した虐待事案の分析
→虐待の兆候等を把握し、早期発見につなげる。

迅速かつ適切な対応

- ・価値観や感情が入りやすいという高齢者虐待に関する情報の特質を捉えた情報確認
- ・曖昧な情報をできるだけ数値化し、事実確認開始までの期間等を短縮

先進的な取組事例の紹介

- ・緊急性の高い事例への即応体制の整備
- ・独自マニュアルの作成、公開
- ・状況に応じて関係者を招集した会議

- ・心理相談員等による高齢者・介護者のための相談
- ・介護従事者研修用映像を作成し、動画サイトで共有
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築促進

高齢者権利擁護等推進事業の見直し

現行

- (1)身体拘束ゼロ作戦推進会議
- (2)介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業
ア 権利擁護推進員養成研修
イ 看護職員研修
- (3)権利擁護相談支援事業
ア 権利擁護相談窓口の設置
イ 権利擁護に関する普及啓発
ウ その他
- (4)権利擁護強化事業
- (5)高齢者虐待防止シェルター確保事業

行政事業レビューの所見や都道府県の意見を踏まえた見直し方針

- ◆事業の再構築
- 事業の柱立ての見直し
→「介護施設・サービス事業者」、「市町村」、「地域住民」の対象別に再構築する。
- メニューの見直し
→・施設長等向けの研修に「施設職員のストレス対策」、「介護相談員等の外部の目の活用」等の内容の追加
・市町村職員向けの研修を新設し、効果的な対応事例の横展開
- ・地域住民への通報・相談窓口の更なる周知徹底 等
- ◆成果指標の見直し
→ 虐待対応への体制整備が進んでいる市町村ほど、通報・相談件数が多い傾向が見られることから、高齢者虐待に係る市町村の体制整備の状況を成果指標に設定する。

見直しのイメージ

- (1)介護施設・サービス事業者への支援
①身体拘束ゼロ作戦推進会議（継続）
②権利擁護推進員養成研修（拡充）
⇒ストレス対策、介護相談員等の外部の目の活用を研修項目に明記
③看護職員研修（継続）
- (2)市町村への支援
①権利擁護相談窓口の設置（継続）
②市町村職員等の対応力強化研修（新規）
⇒虐待対応の先進事例等を収集し、研修や意見交換を行う場を設置（効果的な事例の横展開）。
③ネットワーク構築等支援（新規）
⇒虐待防止に向けたネットワークを構築するためのアドバイザーの配置
・措置に伴う居室確保等にかかる広域調整 等
- (3)地域住民への普及啓発
①地域住民向けのシンポジウム等の開催（継続）
②地域住民向けリーフレット等の作成（新規）
⇒高齢者虐待防止や通報窓口の周知徹底等

5. 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、住まいの確保が重要であり、特に居宅での生活が困難な低所得高齢者等に対しては、今後とも、養護老人ホームや軽費老人ホームがその機能を活かし、重要な役割を果たしていくべきものと考えている。

こうしたことから、これまでも、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等において、

- ・ 養護老人ホームでは、近年、定員割れの施設も見られることから、入所措置すべき者の把握や措置が確実に行われることが必要であること、
- ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホームは整備費、運営費が一般財源化されていることもあり、その役割を適切に果たしていくにあたっては、地方自治体のご理解とご協力をお願いしたいこと、

について、依頼してきたところである。

また、養護老人ホームの措置費に対する地方財政措置について、その被措置者数に応じた補正を行うことで各自治体の需要額を算定することとなっている旨を周知するとともに、各自治体において、福祉担当部局と財政担当部局との連携を密にしていただき、市区町村の福祉担当部局においても地方財政措置の内容について理解していただくよう依頼してきたところである。

各都道府県等におかれでは、引き続き、趣旨をご理解の上、ご協力いただくとともに、管内市町村に対して、その周知にご協力を願う。

6. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 福祉用具貸与の見直しについて

昨年12月9日付けで、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、福祉用具の給付のあり方についても、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として盛り込まれた。

福祉用具については、同一商品であっても、平均的な貸与価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。

このため、今般の制度見直しにおいて、

- ・ 国が商品ごとに全国平均貸与価格を把握し、公表する
- ・ 福祉用具専門相談員に対し、①貸与しようとする商品の特徴や貸与価格と併せて当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、②機能や価格帯の異なる複数商品を提示することを義務付ける
- ・ 商品ごとに貸与価格の上限を設定する（当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差）

といった取組を進めることにより、適切な貸与価格を確保することとしている。

これらの見直しについては、平成30年10月施行（機能や価格帯の異なる複数商品を提示することは30年4月施行）としており、厚生労働省においては、今後、社会保障審議会介護給付費分科会等での議論も踏まえつつ、具体的な手法について検討していくことを予定している。

各都道府県等におかれては、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくようお願いする。

② 介護給付費請求書等の適切な記載方法の徹底について

現行においても、介護給付費の請求に当たっては、介護給付費請求書等に必要事項を記載いただいているところであるが、このうち、介護給付費明細書に関しては、T A I S（タイス）コード等が正確に記載されていない、複数の福祉用具を一つにまとめて記載されているといった事例が指摘されている。

今般の制度見直しにおいては、介護給付費の請求実績に基づき、全国平均貸与価格の公表、貸与価格の上限設定等を行うことを検討しているため、

- ・ T A I S コード等について、誤りなく正確に記載いただく
- ・ 同一商品を含め、複数の福祉用具を請求する場合も、一つ一つ分けて記載いただく

といったことが前提となる。

各都道府県等におかれては、本趣旨について御理解いただくとともに、介護給付費請求書等の適切な記載について、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者

等に対し、周知徹底いただくようお願いする。

なお、具体的な記載方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）等を参照されたい。

③ その他適正化に向けた取組について

福祉用具の保険給付の適正化に向けては、

- ・ 平成21年8月より、保険者が国保連合会の介護給付費データを活用し、同一製品の貸与価格幅等が記載された介護給付費通知を発出することを可能としたほか、
- ・ 平成26年3月より、公益財団法人テクノエイド協会が国保連合会から種目別の全国平均価格と全国最頻価格（実勢値）の提供を受け、製品情報と合わせてホームページ上で公開する

といった取組を行っているところである。

また、一部の自治体においては、独自に貸与価格を公表するなどの取組を行っている。

各都道府県等においては、引き続き、これらの適正化に向けた取組が積極的に行われるよう、管内の保険者等に対し、広く周知いただくようお願いする。

（2）住宅改修の見直しについて

昨年12月9日付で、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、住宅改修の給付のあり方についても、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として盛り込まれた。

住宅改修については、工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。

このため、今般の見直しにおいて、

- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す
- ・ 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネージャー（介護支援専門員）が利用者に説明する
- ・ 建築の専門職や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開するといった取組を進めることとしている。

厚生労働省においては、今後、実際の好事例等を把握・整理しつつ、見直しに係る具体的な手法について検討していくこととしているので、各都道府県等においては、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等に対し、広く周知いただくようお願いする。

(3) ハンドル形電動車椅子を使用中の事故について

昨年7月、消費者安全調査委員会において、ハンドル形電動車椅子を使用中の死亡・重傷事故が51件(平成20年～平成26年)発生していることを踏まえ、消費者安全確保の見地から、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対し、ハンドル型電動車椅子の貸与時等に関するリスク低減策に関する意見具申がなされたところである。

現在、厚生労働省においては、関係省庁とも連携しつつ、必要な対応について検討しているが(詳細は別途通知予定)、各都道府県等におかれても、「厚生労働大臣への意見」の内容が適切に行われるよう、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくようお願いする。(まずは「厚生労働大臣への意見」の(2)の内容が適切に行っていただくようお願いする。)

「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日 消安委第62号)(抜粋)

2 厚生労働大臣への意見

(1) ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体の能力及び運転適性の確認強化)の試行

ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体の能力及び運転適性の確認強化)として、以下を試行すること。

- ① 介護保険制度を利用したレンタル利用者に対し、既に行われている身体の能力及び運転適性の確認方法に、認知機能の検査手法や運転履歴情報に基づく運転適性の確認を追加し、確認結果の経時的な変化を分析することにより身体の能力及び運転適性の低下の有無について評価すること。

運転適性の確認は、経済産業省の協力を得て、有用な運転履歴情報の検討及び現在のハンドル形電動車椅子が有する運転記録機能に運転履歴情報の保存及び出力機能を付加して活用すること。

- ② 身体の能力(感覚機能、運動機能、認知機能など)及び運転適性の低下が認められた利用者に対しては、貸与側が使用環境に留意し、経済産業省の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の最高速度を下方変更し、その効果を検証すること。

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与時に関するリスク低減策の実施

- ① ハンドル形電動車椅子貸与時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い(横断距離や踏切道側面の段差高さ等)を確認し、利用予定者に確実に説明することを福祉用具関係者に周知すること。
- ② ハンドル形電動車椅子の登降坂性能(傾斜角度10°以下)を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように福祉用具関係者に周知すること。

- ③ 緊急事態において使用者が単独で危険を回避できない状況も予想されるため、周囲へ緊急事態を知らせる方法の検討を福祉用具関係者に促すこと。

<関係資料>消費者庁ホームページ

- ・「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日 消安委第62号)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_iken.pdf)
- ・「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」(平成28年7月22日 消費者安全調査委員会)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_houkoku_honbun.pdf)

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。
- この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。
- このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。
- また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。
- さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。
具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとすることが適当である。
- また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。
- このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。
また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。
さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

福祉用具貸与の見直し

見直しの方向性

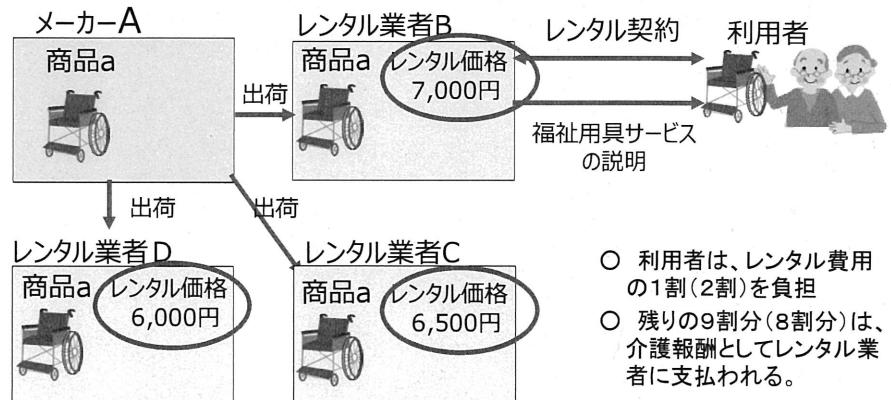
徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。

【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、レンタル業者ごとに価格差がある。
- これは、レンタル業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、レンタル費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、介護報酬としてレンタル業者に支払われる。

見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- レンタル業者は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、そのレンタル業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定

※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格 + 1標準偏差)。

II 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【住宅改修】

- 住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っているが、価格の設定は住宅改修を行う事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。
- このような状況を踏まえ、住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、以下の取り組みを進めるのが適当である。
 - ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す。
 - ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する。
- また、建築の専門職や理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を、国が広く紹介することを通じて、これらの取り組みを全国的に広げていくことが適当である。
- このほか、住宅改修事業者の登録制度の導入を求める意見があった一方で、市町村の判断に委ねるべきとの意見があった。また、複数事業者からの見積りについて一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見があった。利用者負担については、所得や資産に応じた限度額設定や利用者の負担増を求める意見があった一方で、現行制度維持を求める意見があった。

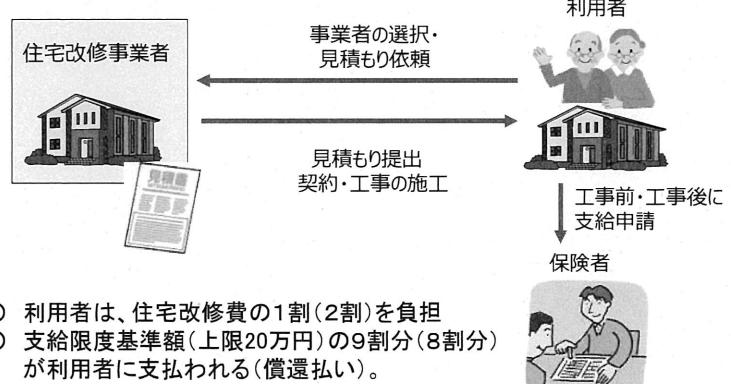
住宅改修の見直し

見直しの方向性

住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

住宅改修の仕組み

- 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類(理由書や見積書類)を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。
- 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。
* 住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など



見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対する説明を促進
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

7. 介護ロボットの推進について

(1) 介護ロボットの実用化・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズがますます増大する中で、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から期待されている。

昨年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「介護人材確保のための総合的な対策の一つとして、「介護ロボットの活用促進」が明記されているところである。

これまで、厚生労働省においては、経済産業省と連携し、重点的に開発等の支援を行う分野（①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④認知症の方の見守り、⑤入浴支援）を定め、介護ロボット実用化・普及の促進に取り組んできたところである。

平成28年度からは、新たに「介護ロボット開発等加速化事業」を実施しており、介護現場のニーズを介護ロボットの開発内容に反映させることに併せ、効果的な介護技術を構築するなど、各段階で必要な支援を行っている。

さらに、今後は、これらの支援に加えて、導入のアウトカムの実証・評価を行うことにより、介護ロボットを活用した場合の好循環サイクルを創出できるよう取り組むこととしている。

なお、平成29年度当初予算（案）及び平成28年度第二次補正予算においては、以下の事業を計上している。

① 介護ロボット開発等加速化事業

介護ロボット等の開発・普及について、介護現場と開発企業の協議を通じて着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

<平成29年度当初予算（案） 3.0億円>

(ア) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置事業

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について介護現場と開発企業が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属する事業機関を公募の上、介護現場、開発企業による協議会を構成することを予定している。

(イ) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボット等の開発が促進されるよう、開発の早い段階から試作機器等について、専門職が専門的なアドバイスを行うアドバイス支援、介護現場で実証を行うモニター調査のほか、成果の普及啓発等を行うことにより、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

(ウ) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属し、介護現場や開発企業と連携して取り組むことができる事業機関を公募の上、介護ロボットの導入から実証までを総合的に支援する。

② 介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業

昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」を踏まえ、介護従事者の負担軽減を図るため、介護施設等への介護ロボットの導入支援を行うとともに、導入施設等において、介護ロボットを導入した場合の介護業務の効率化・負担軽減効果について実証検証を実施する。

本事業で得られた成果を十分に踏まえた上で、介護報酬等の見直し等について、平成30年度介護報酬改定の際に検討することを予定している。

<28年度第二次補正予算 4.0億円>

③ 介護ロボット導入支援事業について

介護ロボットの普及促進策として、平成27年度から、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設け、広く一般に介護施設等に介護ロボットが導入されるよう、先駆的な取組について支援を行っている。

各都道府県におかれでは、本事業の趣旨を十分踏まえていただき、積極的な実施をお願いしたい。

○「経済財政運営と改革の基本方針2016」(抜粋) (平成28年6月2日閣議決定)

第3章 経済・財政一体改革の推進

5. 主要分野ごとの改革の取組

(1)社会保障

②「見える化」の更なる深化とワיז・スパンディング

ii)介護

(前略)行政が求める帳票等の文書量の半減や介護ロボット・ICT等の次世代型介護技術の活用による介護の質・生産性の向上を進める。

○「ニッポン一億総活躍プラン」(抜粋) (平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(1)介護の環境整備

(介護人材確保のための総合的な対策)

(前略)介護ロボットの活用促進やICT等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む。(後略)

○「日本再興戦略2016」(抜粋) (平成28年6月2日閣議決定)

第二 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

2. 世界最先端の健康立国へ

(2)新たに講すべき具体的な施策

⑤ 保険者機能の強化等による健康経営やデータヘルス計画等の更なる取組強化

ii)ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、現場のニーズを反映した使いやすいロボット等の開発支援やロボットやセンサー技術の介護現場への導入を更に進める。また、ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータの収集・分析を行うため、実証を行うフィールドを早急に決定し、本年度中に事業を開始する。そこで得られるデータの収集・分析結果を踏まえて、介護現場でのイノベーションや創意工夫を引き出すインセンティブの視点も考慮しつつ、介護現場の負担軽減に資する形での、介護報酬や人員配置・施設の基準の見直し等の対応も含め、制度上、ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について検討し、来年度中に結論を得る。(後略)

介護ロボット開発等加速化事業

○ 平成29年度予算 (案)
3. 0 億円

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じて着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

着想
段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

開発
段階

モニター調査
・専門職によるアドバイス支援
・臨床評価
※ニーズに即した製品となるよう支援

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

上市
段階

効果的な介護ロボットを活用
した介護方法の開発
※開発企業、介護現場、福祉機器等
に精通した専門家により、導入から
実証まで総合的に実施

実証成果等の普及啓発
※研修、普及啓発イベント等の実施

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

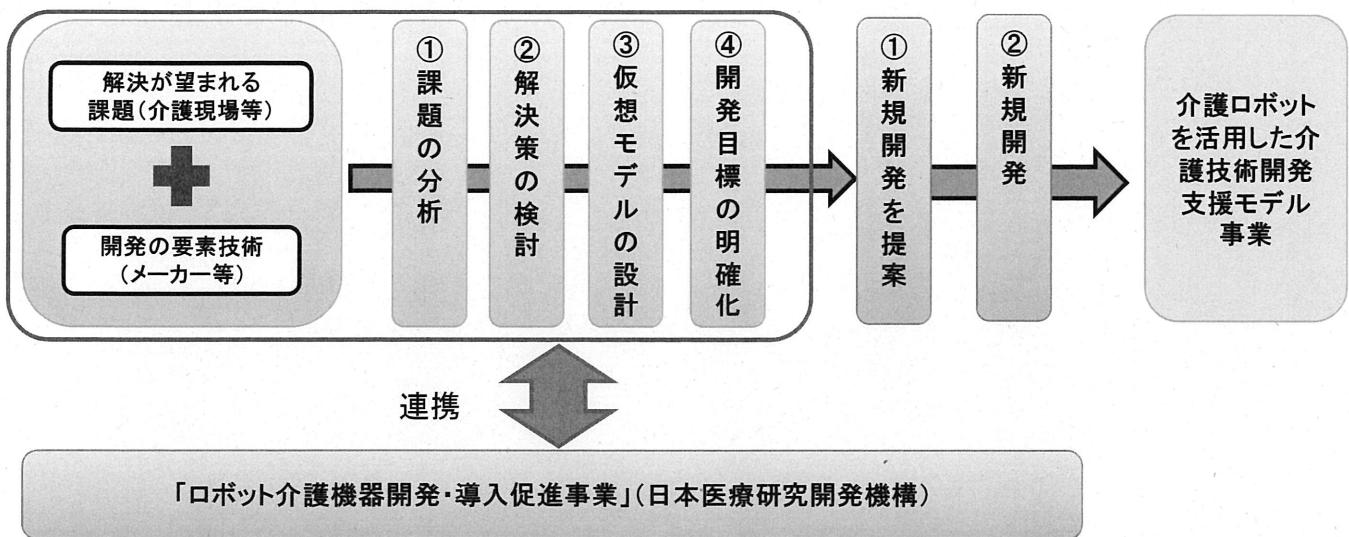
○平成29年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

- 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

※ 協議会では、現場のニーズを共有するほか、既存の介護システムの課題分析、解決策の検討を行い、介護現場で効果的に活用される機器の開発に向けた検討を行う。

※ 協議会で取りまとめられた提案は、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(日本医療研究開発機構)と連携を図り、現場のニーズを踏まえた開発に結び付くようとする。

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会



福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

○平成29年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

【具体的な取り組み内容(平成28年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や開発等に関する相談窓口を開設

- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所等をリストアップし、開発の状態に応じて開発側へつなぐ。

- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等について、協力できる施設・事業所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットについて必要な知識が得られるよう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修 等



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催 等

介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

○平成29年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

1. 概要

- 介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
- そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2. 事業内容

- 介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設（介護施設）に派遣。
- 対象機器は、開発重点5分野（①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守支援、⑤入浴支援）を基に選定し、5カ所で実施。
- 事業1カ所当たり1,500万円程度で公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3. 事業の流れ

- ①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
- ②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
- ③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
- ④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
- ⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
- ⑥モデル事業をとりまとめ、関係者への教育、国民・利用者への普及、啓発、広報を行う。



介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業

平成28年度第二次補正予算
4.0億円

① 施策の目的

介護ロボットの導入を支援するとともに、導入時における介護業務の効率化・負担軽減効果について検証することを通じて、介護ロボットの活用による生産性の向上の推進を図る。

② 施策の概要

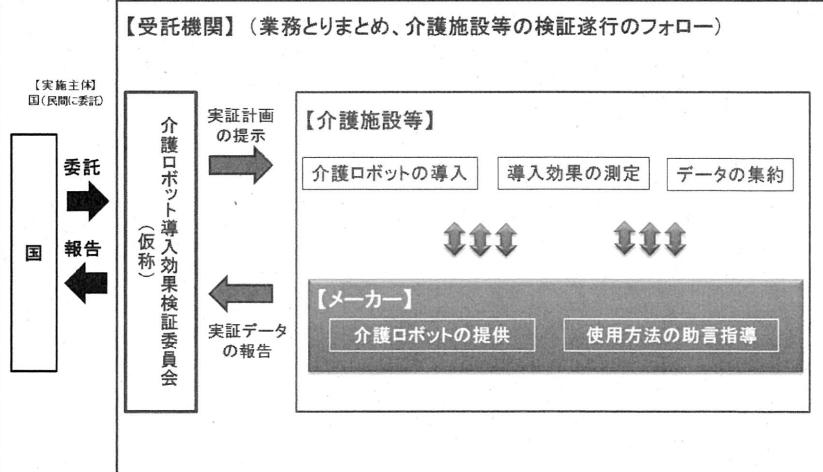
介護従事者の負担軽減を図るために、介護施設への介護ロボットの導入支援を行う。

あわせて、導入施設等において、介護ロボットを導入した場合の介護業務の効率化・負担軽減効果について実証検証を行う。

③ 施策のスキーム、実施要件(対象、補助率等)、成果イメージ(経済効果、波及プロセスを含む)等

事業内容

- 介護現場や民間企業などの関係者で構成する「介護ロボット導入効果検証委員会(仮称)」を立ち上げ、介護ロボットの導入により期待できる介護の負担軽減効果等を検証するための実証計画を策定する。
- 実証計画に基づき、介護施設等に介護ロボットを導入するとともに、導入効果のデータを測定・収集するため、介護ロボットを活用した場合・しない場合の介護業務についてタイムスタディ等を実施する。
- 対象機器は、開発重点5分野(①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守支援、⑤入浴支援)を基に選定する。
- 得られたデータについて「介護ロボット導入効果検証委員会(仮称)」において分析・検証を行う。



介護ロボットの導入支援事業(地域医療介護総合確保基金)

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
<記載内容>
➢達成すべき目標 ➢導入すべき機種 ➢期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 補助額
1機器につき補助額10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- ii 一回当たりの限度台数
・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- iii 介護ロボット導入計画との関係
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ

